

平成27年宇治田原町総務産業常任委員会

平成27年9月11日

午前10時開議

議事日程(1の1)

(総務課、企画・財政課、税務・会計課所管分)

- 日程第1 継続審査
議案第48号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第2 付託議案審査
議案第52号 宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するについて
議案第54号 宇治田原町辺地総合整備計画(奥山田辺地)の策定について
- 日程第3 第2四半期の事業執行状況(変更)について
○総務課所管
○企画・財政課所管
- 日程第4 各課所管事項報告
○総務課
・人材育成実施計画について
・定員適正化計画について
○企画・財政課
・平成27年度公共事業等の施行状況について
- 日程第5 その他(出席所管課に係る分)

議事日程(1の2)

(建設・環境課、産業振興課、上下水道課所管分)

- 日程第1 第2四半期の事業執行状況(変更)について
○建設・環境課所管
○産業振興課所管
○上下水道課所管
- 日程第2 各課所管事項報告

○産業振興課

- ・宇治田原町観光振興計画（素案）中間報告について
- ・全国・関西茶品評会の結果報告について
- ・電気柵事故に対する対応及び点検結果について

日程第3 その他（出席所管課に係る分）

1. 出席委員

委員長	11番	谷口重和	委員
副委員長	2番	内田文夫	委員
	1番	稲石義一	委員
	4番	安本修	委員
	6番	青山美義	委員
	10番	上林昌三	委員
	12番	田中修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
理事兼総務課長	山下康之君
理事兼企画・財政課 財政課長	小西基成君
理事兼建設・環境課 建設課長	光嶋隆君
総務課 危機管理担当課長	清水清君
企画・財政課企画課長	奥谷明君
企画・財政課課長補佐	村山和弘君
企画・財政課 庁舎建設準備室参事	下岡浩喜君

会計管理者兼 税務・会計課長	馬場浩君
建設・環境課環境課長	三好茂一君
建設・環境課 新名神推進室参事	山下仁司君
建設・環境課 山手線推進室参事	垣内清文君
産業振興課長	木原浩一君
産業振興課 地域資源活用室参事	下岡寛史君
上下水道課長	野田泰生君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	久野村観光君
庶務係長	岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口重和） 本日は、総務産業常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただきありがとうございます。

本委員会は、開会日に上程され、付託されました2議案、継続審査及び第2四半期事業執行状況の変更並びに所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、事前配付及びお手元に配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、所管事項等が多岐にわたることから、スムーズな委員会運営のため、所管課の審査を分割し、初めに総務課、企画・財政課、税務・会計課所管分を行い、引き続き、建設・環境課、産業振興課、上下水道課所管分を行うことにしたいと思います。

また、本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

町当局におかれましても、所管職員の出席につきまして調整をよろしく願います。

ここで、山内議員が傍聴に入っておられますので、報告いたします。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） みなさん、おはようございます。

このところ秋雨前線や台風により、天候不順が続いておりましたが、きょう久方ぶりの秋晴れの予報となっております。

皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。委員各位には平素から、大変、宇治田原町行政の推進に何かとご理解、ご尽力といただいておりますことに深く感謝申し上げます。本日は、8日の一般質問、昨日の補正予算特別委員会に続きまして総務産業常任委員会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

台風18号につきましては、東にそれたこともございまして、宇治田原町における総雨量は約70ミリ程度でございまして、大きな被害を受けておりませんが、関東あるいは東北のほうでは、前線あるいは台風17号の影響も相まって大きな被害が出ております。お見舞いを申し上げますとともに、台風シーズンであります。町といたしまして、引き続き対応には万全を尽くしてまいりたいと思っております。

1件だけご報告させていただきますけれども、プレミアム商品券につきましては売れ残りがございましたけれども、2次分につきましては8月20日から販売され、数日で完売したとの報告を受けているところでございます。

本日は、谷口委員長、内田副委員長のもと常任委員会を開催いただき、宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例、宇治田原町辺地総合整備計画（奥山田辺地）の策定及び6月議会において継続審査となっております宇治田原町税条例等の一部を改正する条例の3件につきましてご審議をお願いするとともに、各課の第2四半期の事業執行状況（変更）及び所管事項報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。議案につきましてはご審議を賜り、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務産業常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、継続審査について。

議案第48号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本件につきましては、6月議会において継続審査とすることとし、本委員会において閉会中においても審査を行ってきております。

閉会中の委員会において当局側より、情報セキュリティ対策については、基幹系システムと情報系システムとの分離、委託業者に対する指導の徹底、パスワードによる適切な管理運用等において、個人情報を適切かつ慎重にとり行う旨の説明を受けておりますが、さらに当局より説明資料の提出がありますので、説明願いたいと思います。

なお、本日当該議案について採決を予定しておりますことを申し上げます。

当局の説明を求めます。奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） おはようございます。

それでは、私のほうから、皆様方お手元に「情報セキュリティについて」ということで2枚物資料をつけさせていただいておりますが、これにつきまして、議案に関連いたしますその情報セキュリティにつきまして、企画・財政課、私のほうからご説明を申

し上げたいと存じます。

なお、ただいま委員長のほうからもご説明ございましたように、継続審査としていただきました本議案につきましては、去る7月21日の総務産業常任委員会におきまして、まずはこの社会保障税番号制度の安全性についてということで、国のシステムとしてのセキュリティー対策、また、本町としてのセキュリティー対策につきまして、一定ご説明申し上げたところでございます。

中でも、特に町のセキュリティー対策といたしまして、先ほどご説明させていただきましたように、私どもといたしましては、税情報ですとか住民基本台帳データとかという根幹となる基幹情報システムと、これにつきましては外部とは遮断されております。それと別に通常各職員の机に1台ずつございます情報系のシステム、これは外部とつながっておるわけでございますけれども、その大きく分けまして2つのシステムがあることを申し上げたところでございますが、このうち外部とはつながっていない、例えば基幹系の業務の中のデータを吸い出してまいりまして情報系で作業しておりましてそこで格納しておると、それが外部に漏れだすおそれが可能性があるということで、そのあたりの対策を進めておるということをご説明いたしたところですが、その際に、そうしたら情報系システムで活用しているファイルというのはどれぐらいあるのかというようなご質問を前回いただいたところでございまして、そのときには、現在数を調査しておりますというご答弁申し上げました。その結果を、まずご報告させていただきたいと存じます。

まず、①取扱いルール of 徹底というところでございますが、本町の情報系システムでは念のためのファイル管理を基本としておりますが、アクセス制限ですとかパスワードによるフォルダの管理というようなことを義務づけるなど、慎重かつ適切な取り扱いを行っておるところでございますが、全般調査させていただきましたのが、この上段にある表でございまして、27年度で、情報系システムで保有しております個人情報ファイル、7月末時点でございますけれども、個人情報の件数、10件から99件が81ファイル、100件から999件が101、1,000件以上のファイルは10と、合計192のファイルが各課から提出、報告を受けたところでございます。

なお、10件未満のファイルはここには上がっておりませんが、9件以下は安全というものではございません。あくまでも、今回の調査対象とはしておりませんが、扱いにつきましては、その重要度に鑑みまして、ここのほうにあるようなファイルと同じように、例えば、このファイルを必要でないものは削除する、または外部と遮断されている

基幹系のほうへ移す、また、どうしても今後もその業務上必要なものにつきまして、情報系システムを扱わなければならないものにつきましてはパスワードを設定するというような処理を指示しておりますので、そういう対象になるのが調査いたしましたところ192件あるということでございます。今後とも、この数字というのは増減するかと思えますけれども、あくまで、そういう注意を払わなければならないファイルを調査いたしまして今後の扱いを決定したところでございますので、参考にこれだけの件数がありましたということをご報告させていただければと思います。

それから、続きまして、その後の情報セキュリティ対策、新たな制度的な改正というところではないのですが、私どもといたしまして独自にセキュリティ対策、このようなこともいたしておりますということをご報告申し上げたいと存じます。

先ほども言いましたように、基幹系と情報系の2つのシステムがあると申し上げましたけれども、特に心配されるのが外部とつながっている情報系システムで扱っている個人情報流出というようなことが心配されまして、日本年金機構の流出事案もまさにこのようなケースなんですけれども、最近特に言われておりますのが、標的型メール攻撃というのがよく言われております。そのメール訓練というのを7月に一度やったんですけれども、9月中に第2回目を京都府主導でやっていただくんですけれども、これにつきましてちょっと簡単にご説明を申し上げたいと存じます。

私ども、町全体では各係、例えば私ども企画・財政課ですと、企画政策とかそういう係ごとについているアドレス、また、課長以上の総務部長には個人のアドレスもございまして、町全体では約70アドレスあるんですけれども、今回、そのうち40アドレスを対象といたしまして、標的型メール訓練を実施しようとするものでございます。

どのような訓練かと申しますと、この1枚目の下段のほうを見ていただければイメージしていただけるかなと思うんですけれども、訓練メールの1例というのを挙げさせていただきます。これ、件名として、地方創生に関わるシンポジウム記録の送付についてということで、送信者は京都自治体研究推進協議会、添付ファイルがついております。その内容は、本年5月に開催しました、云々かんぬんあるんですけれども、これだけを見ると、いかにもそれらしい、特に問題のないようなメールかと思えますけれども、近年、攻撃を受けますのがこういうパターンで送られてきて、この添付ファイルを開くとそういうウイルスが入ってくるというような、情報流出というようなことになるということです。こういうメールを抜き打ちでその40アドレスに対して送りまして開いたか開かないかということなんです。もし、これの添付ファイルを開きますと、

2ページを見ていただければ、間違っこの添付ファイルを開くと、これは標的型メール訓練ですと、あなたクリックしてしまいましたねということで注意喚起のところにつながって、クリックした者に知らせるといような訓練でございます。

もう一度、1枚目のページに戻っていただきたいんですけども、この訓練メール、そうしたらどこで見分ければ、いかにもありそうところなんです、どういところを注意しなければならないかと申しますと、例えば送信者、まず京都自治体研究推進協議会、こいのがいかにもありそうですけども実際にはないいのを、やはり届いた職員はこんな団体あったかどうかいのをまず確認してもらわなければなりません、この送信者のメールアドレスが、jititai-kensuikyou@以下あるんですけども、例えば、京都府から来ているメールアドレスと思いやすいんですが、京都府の職員さんからのアドレスにはこのハイフンがkyotoの前のハイフンがないとか、kyoto.jpとなっておりますが、必ず京都府からはlgいのが入っているとか、こいところを見逃してはならないと。それと、こい団体がほんまにあったかないよなところを注意しなければならないんですが、最近、標的型といわれるのはまさにこいよなものでございまして必ず注意しなければならないいことで、もし、クリックしますとこいよな2ページ目の「あなたクリックしてしまいましたね」といことで注意喚起されるいことでございまして。

この2枚目の裏を見ていただきたいんですけども、今申し上げましたように、標的型メールの特徴いのは、2、標的型メールの特徴とありますように、送信元を信頼性のある実在する組織に偽装しているとか、メールの内容が受信者に関係のある内容とか興味を持ちそう内容になっていると。添付ファイルも一見したところ安全そうに見えるいのが近年の特徴でございまして、この3、見分け方にございまして、信頼できない人とか面識がないよなところから送ってきたものは十分注意しなさいと、アドレスもしっかりチェックしなさいと、こいところで見分けるよなとい注意喚起をしておるところでございまして。

こいよな訓練も実施してまいりたいと考えておりますので、引き続き、本庁におきましても各種情報セキュリティー対策を進めていきたいと思っておりますので、ご報告させていただきますと思っております。

私のほうからは資料説明、以上でございまして。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 今の、奥谷課長のほうからの説明、標的型メール訓練ですというのをあけてしまいそうで、見分け方というのをもう一つ周知徹底をどうしたらいいのかなというふうに思いますけれども、これ、あけてしまったら、情報系のほうですので、あけても基幹系のほうとは遮断されているので大丈夫なんですか。言うたら年金機構の場合も、そこからウイルスに侵されてへんと思っていて、ウイルスが入って来とるのに基幹系のほうとつなげる場合があるわね、こういうメールを開けて。そしたら、そこから漏れるということなんで、これだけやったら基幹系の情報は流れないと、そののほうを引っ張りにいかん限りは。そういうことでの理解でよろしいんですか。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） すみません。私の説明が足りなくて申しわけございません。まず、この訓練でございますが、これにつきましては京都府がこういう、私どもが京都府へ挙げました40アドレスを登録しますと、京都府が実際にこういう訓練をやってくれます。宇治田原町に対してこういうメールを送ってくれます。それは実際に害のないものなんですけれども、注意して、本来ですと怪しいなということでそのままに開けずにそのままにしてくれていたら何でもないんですが、開けてしまうとこれは訓練ですけどもあなたは引っかかってしまいましたねという形になります。そして、その後、京都府さんのほうから宇治田原町には、40アドレスを登録しているうち例えば10アドレス引っかかりましたよというような通知が京都府から宇治田原町にそういう報告も来るような、そういうトータルの訓練でございます。したがって、実際にこれを開けましたところで、実際に被害があるというものではございません。あくまで訓練でさせていただくものでございます。

それと別に、先ほどおっしゃいましたように、実際にこういうものがあつたときに、基幹系のほうは外部と遮断されていますので、直ちに自動的に流れるとかいうことはないんですが、外部とつながっている情報系システムの中に個人情報のファイル等があつた場合に、このような実際の本当の悪意のある標的型メールといわれるようなものがあつた場合に、添付ファイルを開いたりリンク先のアドレスにつなぎにいったときに情報が流れるおそれがありますことから、基本的にはそういうふうなファイルは持たないとか、パスワードを付するという処理をしておくとともに、まず日ごろからそういう怪しいメールは開かない、手をつけないというような注意喚起のための訓練であるということでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そんなこと聞いてへんのです。訓練の内容はわかった。

万が一、訓練じゃなくて本当にそういう怪しげなものを、狙いとしてメールを送ってきたやつを開けてしまったとするやん。そうしたら、基幹系とつながん限りは汚染されへんということでもいいのか。聞きたいのは、企画にこういうもんがあって地方創生で入ってきたやつを誰かが、企画の職員があけたとしますね。でも、それは情報で全部つながってあったら、今度は税の職員が情報系から基幹系へアクセスしたときに、企画課の職員がその情報系を開けてウイルスに汚染されたとしたら、税の職員がやったら、それはそこから引っ張れるということになるのかどうかというのが、もう情報系の中がそういうふうになってしまったら、一旦、誰か1つでもそういうふうなものであけてしまったら、今度は全然違うあけていないところの職員が情報系を使ったときに、基幹系とつながったときにそこから引っ張られるのかどうかということは今聞いている。そういうようなことのおそれもあるんでどういうふうにしたらいいのかなと、その辺の防止策みたいなやつは、どうなんかなと。

今言うてるのは、企画で開けたやつが、税の情報系の職員がそれを知らずにぼんやりしたらどうなるのかという、そのところを聞いているんです。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） まず、システムのそういうファイアウォールですとかいろんなメールウイルスソフトとかも入れてはおりますが、情報系システムというものが全体として外部とつながっておる環境にある限り、そのリスクがゼロとは言えないというのが事実かと思えます。そのために、不必要なものは削除する。つながっていない基幹系のほうに戻す、どうしても情報系で今後の業務も含めて置いておかなければならないものに対してはパスワードを付す、そういう何重ものいろいろな対策を日ごろからしておく。さらに、そういう危ないメールには気をつけるというように、複合的に職員として自覚を持ってもらってやっていただくと。

副議長おっしゃいましたように、つながっている環境にある以上、例えば、私どもが企画の何か間違っただけのものを開いたとした場合に、税の基幹系をとりに行くということはないかと思うのですが、基幹系から引っ張った何か税の情報、税の情報系で持っていたとした場合には、可能性としては低いものの全く可能性が排除できるものではないという状況にはあることは確かだと思います。以上です。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 今のこのメールの訓練の事例を見ますと、そういう京都自治体

研究推進協議会みたいな名前できたら、企画の職員やったらあけてしまうん違うかいなと。それがアドレスがどうのこうのというのを、今まで使った、自分らでもアドレスを登録しといたら、違うところから入ってきたら開けんようにしているけれども、電話も全部そうやね、登録してへんところについては怪しいなということなんやけれども、そういうふうには情報系のそれぞれのシステムの部分をしといて、今まで使ったことがあるかないかと。

使っていないものが入ってきたときには、今、企画が情報の束ねをやってはるわけやね、所管課やね。そこへ行くというふうにしておくほうがまだ安全なのではないかなと。そういうシステムにしておかないと、よっぽど手なれていないと、これあけてしまいそうですよね。何ぼ訓練やったって。できるだけ、仕事でせっついていたら、あ、地方創生の分、京都府から来たわと、あけてどういう情報か見てみようかと絶対思うわな、これは。だから、それが履歴が今までなかった分については、そちらへ連絡するというふうにしといたほうが安心なんではないかなと思うたりするけれども、それはどうなんですか。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） システム管理上、町のアドレス全てに対して、いつ、どこから来たかというのは私ども一元に管理することは可能ではございます。ただ、1日当たり物すごいメール数、全館合わせますと来ますもので、実際にそれを開けていいるものかどうかというのを担当者1人で24時間監視体制させていただきただけものではございません。したがって、こういう職員に日ごろからの注意喚起を図りまして、この2枚目の一番最後でございますように、できるだけ安易に開いたりしない、そういうときには送信者の連絡を調べメールを送ったかどうか確認すると、それでももし開いてしまったような場合には、私ども、情報システム部門などセキュリティー担当課に報告し指示を仰ぐというようなことをこちらにも書かせていただいております。あってからでは遅いんですけれども、まず、日ごろからこういう注意喚起、もし何かありましたときには私どもに連絡をして、早急に対策を取れるような体制にしたいと考えているところでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そんなこと言うてるのと違って、1人の者が全部24時間監視してと言うてるのと違って、それぞれの担当課なり担当係がメールでやりとりする分については、こうこうこうですよという事前メールのやりとり確認とかするでしょう。それを係とかで登録しとけば、入ってきたらこれは登録してあるものかどうかというのはわ

かるやんか。それで、新規で全く違う登録してない分とか履歴のないものが入ってきたときには所管課の企画に相談行くと、そういうシステムにしとくほうが、まだ間違いがなくてすむん違うかということをやっている。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） ご指摘のとおりかと思えます。日ごろからいろいろやりとりの事例がありますなら安心かと思えますが、急に見たことがないものが入ってきたときには、確かにまずはその受けた課なり、その担当で見ますが、あける前に相談、こちらのほうに大丈夫かというようなことを問い合わせいただくことも必要ですし、私どもといたしましてもセキュリティーリーダー会議を定期的に行きまして、各課にそういう担当責任者も置いておりますので、そういう担当者も通じて私ども企画・財政課とも連携しながら、そういうところを未然に防いでいけるように、いろいろ今後とも対策を講じていきたいと考えているところでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それで、今のところと違う、継続審査ですので税本体のほうに聞きますけれども、税のシステムそのものが、今回マイナンバーの部分を入れた分で改修してシステムを動かすようにせんらんのですけれども、それが基幹系やということですね。それが課内でそういうふうなものを引っ張って税の分析したり、集約したり、集計したりしますよね。そのときは完全に、今言うてるみたいに情報系と分離してきちっとやっていると。税の中では徹底していっていると。今回のマイナンバーに関しても、こっちの基幹系のほうはセキュリティーは万全のように委託業者に言うていると。それと、業務の中で税の分析したり、いろんな統計書を京都府に送ったりする、作成する、情報系については完全に分離してというのは職員間でも含めて税務課のほうでは徹底できていると、今回の税改正について、条例改正について係る分については万全やと言うていただけるわけでしょうか。

○委員長（谷口重和） 馬場会計管理者。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） 今時点で、全ての扱います特定情報、特定個人情報につきましては、国なり、国が示しますセキュリティー対策、また本町が定めますセキュリティー対策の基準にのっとりまして、全てデータを管理済みでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それで、年金の情報についてはあれだけ流出しました。その後、きちっとやっていますよというても国会の審議の中でなかなか確たるものが得られなかつ

たので、1月1日施行やっつやつを延期しますよということになってしまいましたね、結果として。それが、それぞれの自治体でああいう一大事な事件が起こったところが、明言を避けて先送りせざるを得ないようなものについて、各自治体の部分でそれは万全やということが言えるのかどうかというのが、僕は心配しとったんやけれども、再度聞きますけれども、万全やというふうに議会のほうに言うていただけるんでしょうか。どうですか。

○委員長（谷口重和） 馬場会計管理者。

○会計管理者兼税務・会計課長（馬場 浩） まず、基幹情報システムに持っているものにつきましては外部との接続を切断しておりますので、これは一切ないというふうに考えます。次に、情報系のシステムの中に、一部基幹系からのデータを持ち出してそこで作業していると、必要が終われば削除すると、必要な期間についてはそこにパスワード化をして開けないようにすると。

ただ、新聞報道なり、私の知識の中では、それで万全かと思えますけれども、必ずではそのデータをパスワード化しているから、絶対にそれを搾取しても開けないのか、開けることができないのかということについては、スーパーコンピューターを使えば開けられるとかそういったことも聞きますし、ただ、そのスーパーコンピューター、何億円するものを使って宇治田原のデータをとりにくるかというようなことがあるのではないかというふうに思います。

ですから、今できる限りのセキュリティー対策、また今後、マイナンバー法が施行されるに従いまして、新たな国のセキュリティー対策等が出てくるやもしれませんので、そういったものを含めて、また町独自でも、セキュリティーというのは相手がそういうウイルスを作成する、それに対抗するために新たなファイアウォールをつくっていくとかいうふうに追いかけてこみたいところがございますので、それに対してその都度万全を期していくという考えでいることが重要ではないかというふうに考えるところでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 人がすることですので100%断言できるというようなことは、なかなか難しいので、やっぱり人がする、介在するとそこには抜け道みたいなものができる。ただ、それは企画課から、訓練とか日ごろのそういうふうなものの中でできるだけそういうふうなことがないように徹底していくというのが、訓練の中でやるしかない。今おっしゃるようにスーパーコンピューター、何億円かけてやる必要はないと

私も思いますので、それはやはり職員間同士できちっとしたものを、システムでは万全やというようなものをつくっておいて、なおかつ職員間で十分なセキュリティー対策を周知徹底していくということで、結構かというふうに思います。以上で終わります。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。安本委員。

○委員（安本 修） きょう、こういうふうに資料を出していただきましたけれども、訓練の中にも書いてあるんですけども、最後に、標的型メール攻撃は防ぎきることはできませんという、これはこうとれると思うんです。今、ずっとセキュリティーの問題でるおっしゃられましたけれども、これは番号制を適用していこうということよりも、住民の安全というのがやっぱり優先。大変、これ本当に手間というたらおかしいけれどもすごいエネルギーで、連携するためには必要やと。いろんなことでセキュリティーもそうですけれども、気を使わないとあかんという、この訓練そのものもそうですよね。こんなこともやらないとあかんのかというふうに思うくらいの訓練です。

そういう意味で考えたら、番号制そのものをやること自体が、やらなかったら別にこんなこと一切する必要ないわけで、そのメリット、番号制にするメリット、国会で審議されているものですからここでどうこう言う問題ではないのかもしれませんが、そういう意味では慎重に。年金機構の問題も言われましたように1年5カ月ですか延期されていることからしたら、この宇治田原が標的にならないかというたら、ならないだろうということだけでは、ちょっとそういう意味では、本当にこんなことセキュリティーで絶対に大丈夫だと言えないというのもおかしい。これは、そのとおりなんです。

そういう意味では、税であろうが何であろうが、将来は全部を結びつけていこうと。今出されているように消費税の問題でも、ナンバーのカードを使ってやろうというようなことが出てきているので、そういう意味では、これ自体が適用なり連結なり、これを使うていこうと、ナンバー制度を適用していこうというそのものが私はおかしいと思うので、これはここでもうちょっと踏ん張ってほしいというふうに思うので。いろいろ税の条例の中にいろいろありますので、その辺ではマイナンバーだけではないと思うんですけども、そこはどういうふうに考えていくかというのは難しい問題ではあると思いますけれども、マイナンバーにかかわる問題については、私は、外すべきだというふうに、今でもそう思います。これ、ずっと努力していただいているのは認めますけれども、誰も守れるとは言っていないので、これだけで守れるとは思いませんし、そういうふうに思います。その辺は、意見で。

○委員長（谷口重和） はい。ほかにございませんか。内田委員。

○副委員長（内田文夫） 今、安本委員さんの意見はちょっと難しい面があるなとは思っています。ただ、稲石委員さんと当局の話を聞いていて、確かに、これで完全に、一応考えられるセキュリティーは確立をできているはずですよ。それは十分承知したとして、例えば2億のスーパーコンピューターを経由するような価値のない町でも、遊びで入って来るハッカーはいっぱいいるわけです。あの町だから入ってやろうかと。どれくらいのセキュリティーを持っているんだというのをやられたときにでも、それは重大な事案が発生しなくても、一応は入られたということになるわけです。

だから、入られるということ的前提にする。入られた後、社会保険庁でも入られたことがわからないんです。わからないから、1週間たって上に連絡が行った。調べるとやられていると、そこでシャットアウトすると、それ以上の被害は起きなかったけれども、1週間早ければあのデータの被害はもっと小さくなったのではないかということはあるわけですから。

今、話聞いていたら、セキュリティー担当者会議をやっていますと、最終的には企画のほうに連絡をするようなシステムですということ、よくわかるんですけども、その時間的にすうっといくような解決法というかそういうものも、こういうことを考えていますというのをもうちょっとわかりやすく説明されるほうが納得できるのではないかなと、事後策として。というのも、これも意見として対処しておけばいいと思うんですけども、それでも重々報告の中に入れていただきたい、そういうふうに思います。以上です。

○委員長（谷口重和） 答弁はよろしいですか。

○副委員長（内田文夫） よろしいです。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。稲石委員。

○委員（稲石義一） 1つだけ聞いておきたいんですけども、これちょっと今後の参考に。40件と京都府の訓練されたときに、実際に開けられた人が何人いてはったのかだけは聞いておきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） 一つご報告を申し上げたいと存じます。ここにもございますように7月に一度こういうスタンスをやっております。そのときの結果報告を申し上げたいと思うのですが、このときは、各課長とかの個人アドレスではなくて、係付のアドレスを対象に実施いたしました。そのときの結果といたしまして、20アドレス中、実際開いたものがございました。その結果が実は55%と。

ただ、ここで一つ申し上げておきたいのが、ちょっとお断りなのですが、1つ企画政策というアドレスがあったとします。これは例えば、私どもの10課、11名全てが見ることができます。そのうちの例えば私が1人間違ってあけたときもカウントしますので、実際にその20のうち55%、11を数的には開けたことになっておるんですが、複数の者が見られる環境下のもとに、ただ、それが京都府側にとったら誰があけたかというのはわからないところでございますので、ただ、そのアドレスで複数の者が見ているけれども、1人でもあけたものがそれだけあったという事実がございました。

この結果を見ると、確かに複数のものが見られたということでは、一定、その数字が上がる要素はあったものの、実際にそういうことが起きたということは事実でございます。こういうことから含めまして、特にこういうメールの危機管理というのは非常に重要かと思えます。したがって、このような数も含めまして、一つのきっかけとして、こういうことのないようにということで引き続きこういうこともやっていきたいと思えますので、ご報告と私どもの今後の徹底の強化という観点からご報告申し上げたいと存じます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようでございますので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第48号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。安本委員。

○委員（安本 修） 先ほども意見として述べましたけれども、やはりこれはセキュリティーそのものが、マイナンバーを撤去しようということが中心だと思うんですけども、その点で言うても、セキュリティーそのものがどこまでできるんやということだと思うんです。そういう意味では、訓練にもありましたようにウイルス対策、防ぎ切ることができないということがはっきりしているので、そういう意味では住民に多大な被害をこうむることにつながるというわけで、そういう点で、私はこれをマイナンバーについては反対だという点で、この議案には反対をしていきたいと思えます。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（谷口重和） ないようでございますので、直ちに採決に入りたいと思います。
原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（谷口重和） 挙手多数。よって継続審査としておりました議案第48号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、日程第2、付託議案審査について。

まず、議案第52号、宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第52号でございます。お手元に議案はございませんでしょうか。それに基づきまして、まず提案説明させていただきます。

議案第52号、宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が公布され、個人番号の付番等に関し来月5日から施行されることに伴いまして、本条例について主要な改正を行うものでございます。

主な改正内容は、議案に基づきますと、議案の表紙をめくっていただいて、1ページの上段のほうの(3)に書いておりますけれども、番号法において新たに付番される個人番号と従来の個人情報を結びつけたいわゆる特定個人情報に関する新たな取り扱いのルールが規定されたことに伴い、本条例における特定個人情報の取り扱いについて、番号法に対応した改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご可決いただけますようお願い申し上げます。詳細につきましては、奥谷課長のほうからご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） 私のほうから、議案第52号、宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するについてということでご説明を申し上げたいと思います。

議案書のほうには、改正条文と新旧対照表をつけさせていただいておりますが、私のほうからは、宇治田原町個人情報保護条例の改正について（改正概要）という、このような資料をつけさせていただいております。これに基づきましてご説明を申し上げ

げたいと存じます。

なお、この資料につきましても前回の7月21日の委員会でもご説明させていただいておりますので、簡明にご説明させていただきまして、以降の変更点等を中心にご説明させていただきたいと存じますので、ご了承願います。

まず、この条例改正の目的でございますが、ただいま副町長のほうからも説明申し上げましたように、国によるその行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法と呼ばせていただきますけれども、これが制定されまして、住民票を有する全ての国民に12桁の番号が付番されることになりました。この番号法では、新たに付番される個人番号と従来の個人情報を結びつけた特定個人情報といいますけれども、これについては新たな取り扱いのルールが規定されたところでございます。この番号法施行に伴いまして、従前から有しております宇治田原町個人情報保護条例における特定個人情報の取り扱い等につきまして、番号法の規定に対応した改正を行うものでございます。

その後の経過でございますが、前回委員会でご説明させていただきまして、その後、7月22日から8月10日まで、この条例改正に対するパブリックコメントを実施させていただいたところでございますが、結果といたしまして、住民の方々等からの意見提出はなかったことをご報告させていただきます。

それでは、条例の主な改正点、この資料に基づきまして簡単にご説明を申し上げたいと存じます。

まずは、①用語の定義の追加ということで、特定個人情報、そして情報提供等記録、特定個人情報ファイル、そういうそれぞれの番号法に基づくそういう用語の定義を追加をさせていただきます。

次のページをおあけいただきたいんですけども、②個人情報の定義の変更ということで、現在の条例では、個人情報のうち、この①、②の情報は個人情報から除いております。すなわち、例えば①法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報と、こういうふうなものにつきましては現条例では除いてはおりますけれども、改正内容の中で番号法の個人情報の定義ではこれらの情報も個人情報に含まれることとなりましたことから、本町の条例上におきましても、法律のほうと整合性を図るため除外規定を削除する、つまり、法律の定義と同じ扱いにするというものでございます。

次の③特定個人情報の目的外利用の制限。現行規定では、こちら①から⑤にございま

す場合を除き、利用目的以外の目的のために個人情報を利用してはならないとなっておりますけれども、これも法律に基づきまして、特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用できるのは以下の場合、すなわち、個人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意がありとございますけれども、こういう場合には認めますよという限定されるということを追記するものでございます。

右のページいつていただきまして、④特定個人情報の提供の制限。これも現行規定では、①から⑤を除き、目的以外の個人情報を提供してはならないとなっておりますけれども、これも特定個人情報を提供できるのは番号法19条に規定されている場合に限定されると。この19条と申しますのは、個人番号利用事務のための提供ですとか、地方公共団体以外の利用ですとか、こういう法律に定められたものについては提供できませんよというように改正するものでございます。

⑤特定個人情報の開示請求等に係る代理人の範囲の拡大ということで、現行、代理による請求は以下の①、②等の法定代理人の場合に限られておりますけれども、法律のほうでは、特定個人情報の開示請求等については、本人の委任状の代理人からの請求も認められるということになりますので、それに関連する変更を行うものでございます。

それから、もう1枚おめくりいただきまして、⑥利用停止請求ができる事項の追加。これも、現行①、②、③の場合に利用停止請求することができるとしておりますが、改正内容といたしまして、特定個人情報については番号法の規定に違反して収集利用提供をされているときも利用停止請求をできるという表現を入れるものでございます。

それから、⑦他の制度との調整ということで、現行規定では、本町では他の法令等の規定により情報の開示請求に係る手続きが定めておられている場合には、この条例に基づく開示請求はできないとされておりますけれども、以下の改正内容にさせていただくというものでございます。

ここで、一つおわびを申し上げなければならないんですけれども、前回の委員会におきまして、稲石副議長のほうからお持ちの資料と比べたときに、マイナンバー制度では個人の情報のやりとりを住民さんのパソコン等で確認できるマイポータル制度が導入されるということで、お持ちの資料にはマイナポータルとなっておるんですけども、名称はどう違うのかというようなご質問もいただきました折に、私のほうが周知不足でございまして、マイポータルという表現が正しいというような表現をさせていただいたところでございますが、これにつきましては本年4月3日にこれまでマイポータルという表現が使われておったんですけれども、4月3日にマイナポータルという表現に統一され

たという事実でございます。私のほうから誤ったご説明をさせていただきまして、皆様方に結果としてご迷惑をおかけいたしましたことに関しまして、この場をおかりいたしまして深くおわび申し上げたいと思います。失礼いたしました。

したがいまして、この⑦他の制度との調整でございますけれども、今申し上げましたように、マイナンバー制度ではマイナポータルという制度を通じまして自己の個人情報を閲覧できるようになります。したがいまして、複数の開示請求ができるということになりますので、条例におきましても、法律に合わせた改正をするものでございます。

それから、右側⑧に移っていただきまして、情報提供等記録の訂正の通知と。これ、記録に訂正があった場合、記録事項が誤っていた場合などでございますけれども、これは訂正した場合、情報の照会者、提供者、または総務大臣に通知することといたします。これは法律に基づくものでございます。

最後、⑨情報公開個人情報保護審査会の所掌事務の追加ということで、特定個人情報取り扱う事務につきまして、一定評価書を作成して第三者点検を行う必要がございます。その第三者点検を行う機関といたしまして、新たな機関を組織することも可能ではございますが、私ども、従前から情報公開個人情報保護審査会を設置いたしております。もし、このような事案が生じたとき等につきましては、現状の情報公開・個人情報保護者審査会のそのあたりのご審議、ご意見を伺うという形をとらせていただきたく、その所掌事務としてこの審査会をうたわせていただくものでございます。

それから最後、施行期日でございますけれども、前回の資料では、番号法の施行日に合わせまして条例の施行日を定めると資料にはさせていただいておりましたが、これにつきましても法律のほうで、この番号法の施行日につきましては、この法律の施行期日を定める政令というものが定められまして、部分的に10月5日からスタートする部分と28年1月1日からスタートする部分がございます。その法律のそれぞれの項目の施行日に合わせまして、この条例中の項目につきましても、それに合わせた施行日としたく、一定のそれぞれに合った日にちを適用させていただくものでございます。

具体的には、④特定個人情報の提供の制限、これは情報提供できる場合はどういうところかという分野でございますけれども、これは平成27年10月5日からの施行日とさせていただきますと存じます。これは10月5日からカード手続が始まることを受けまして、その提供の制限もそれに合わせるものでございます。

それから、⑧情報提供等記録の訂正の通知、この条例の25条の2の部分でございますけれども、これは番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行日とさせていただきます

おります。このような表現をさせていただいておりますのは、先ほど申しました10月5日でも1月1日でもなく、ここの部分につきましては、さらにまた国のほうで、先ほど申し上げましたマイナポータル等のそういうシステムの規定をまた別途、政令で定められる予定でございます。現時点では平成29年1月の予定とされておりますが、その政令はまだでございますので、条例上は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行日という表現にさせていただいております。

それから、⑨情報公開・個人情報保護審査会、先ほど申しあげましたこの審査会の所掌事務の追加につきましては、これは法律の定める区分ではなく、この施行日につきましては、この条例の公布日とさせていただくものでございます。

そして、この④、⑧、⑨以外につきましては番号法附則第1条4号に掲げる日ということで平成28年1月1日。この第1条4号と申しますのは、個人番号の利用に関する規定ですとか、個人番号カードの交付に関する規定等でございますけれども、そういう分野に関しましては、法律では28年1月1日施行となっておりますので、それに関連する条文につきましても、条例上1月1日の施行とさせていただくものでございます。

以上、はしりましたが、今回の条例改正の内容は以上でございますので、よろしくご審議いただきましてご可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、質疑はこれにて終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。議案第52号、宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

○委員（安本 修） この議案につきましても、マイナンバーの導入というということが基本にあります。そういう点ではマイナンバー法そのものを認めるということで、これを制定されることからそれを導入するということが基本にあるので、そういう意味では個人情報保護にならないというふうに思いますので、これは反対いたします。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。議案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手多数。よって議案第52号、宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号、宇治田原町辺地総合整備計画（奥山田辺地）の策定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、議案第54号、お手元にあると思いますので、よろしくお願いたします。では、説明を申し上げます。

議案第54号、宇治田原町辺地総合整備計画（奥山田辺地）の策定につきましては、奥山田辺地に係る辺地総合整備計画について、平成22年度から平成26年度までの5年を計画期間に定め、公共的施設の整備を進めてきたところですが、引き続き同辺地における公共的施設の整備を推進していく必要があることから、新たに平成27年度から平成31年度の5カ年を計画期間と定め、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上よろしくご審議を賜り、ご可決いただけますようお願い申し上げます。詳細につきましては、小西理事のほうからご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（谷口重和） 小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） それでは、ただいまの第54号議案につきましてご説明申し上げたいと思います。

議案第54号資料として、横表で資料をお作りしております分に基づきましてご説明申し上げたいと思います。

今回、前にもありましたように、現行の27年度から31年度の辺地の整備計画につきまして、その年度列の総合整備計画の内訳表を示しております。

まず、4本ございまして、1つは、町道木元線の道路舗装改良、これが工事延長540mで面積が2,700平米、事業費が1,500万円という形で上げております。

それから、同じく町道奥山田天神社線で道路舗装改良、延長405mで面積1,750平米、これは1,000万円を計上しております。

それから、下水処理施設、浄化槽5基ですけれども、これは毎年5基の想定をいたし

まして計画期間内に5年に割り振っております。5基分で各年度の事業費が454万円でございます。これにつきましては、辺地債を充てられるのが、下水道事業債、地方公営事業債のほうが優先されますので、それを5割までまず充当してから、その残余の分につきましては辺地債を充てるという形になっております。きれいに2分の1になっていないのは、対象外経費が若干ございますのでこういった形になっておりますが、辺地債に充てる額といたしましては1,050万円ということでございます。

4段目にいきまして、コミュニティバス（自動車）ということで、今、奥山田地区と湯屋谷地区で運行しておりますコミュニティバスの部分につきまして、更新の時期がきておる部分につきまして辺地債の充当を考えたいと思っております。こちらのほうが400万円となります。

5年間の総計で申し上げまして、事業費が5,170万円、うち辺地債予定額といたしましては3,950万円となっております。

1枚、資料のほうをおめくりいただきますと、今、申し上げました内容につきまして、地図上にプロットを落としております。内容は、今ご説明申し上げた内容でございます。ほかに小学校、役場等がプロットしてあるのは、こういった辺地債の対象となるための辺地度点数の算定のためのプロットが落ちておりますが、青い線で引かれているところが今回の対象地域の部分でございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） この辺地度点数は、何点以上あったら辺地の対象地域になるんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） 辺地度点数は一応100点以上です。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 前回のいろいろ改良事業を進めて行ってやっていったら辺地度点数は下がるのかどうか知らんですけども、前回のときの辺地度点数は145点、今回は。前回は何点だったんやろうか。一緒やったんかね。多少下がったんかどうか。整備すると下がるというふうに思うんやけれども。もう、わからないんやったらいいです。

○委員長（谷口重和） 小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） すみません。辺地度点数を、ちょっと前回の分を今持ち合わせていないんですけども、事業内容が前回と若干変わっております

ので、進んだ分とそれから新たに上げております分との関係で、必ずしもちょっと、今手元に持ち合わせた数字で下がったかどうかを申し上げられません。申しわけありません。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） この辺地債充てたら、ここで歳入されるので有利ですということでも100%充ててあるんやけれども、先ほどの下水やと下水充てて残り2充てているということで、下水やったらここやったら50しか歳入はされへんのかなと思うのやけれども。

辺地債は、今、80なのか100なのか、どっちでしょうか。ちょっと教えてください。

○委員長（谷口重和） 小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） 辺地債につきましては、充当率100%で、あとの交付税算入措置されるのが80%。ただ、先ほど申し上げた地方公営事業債、先に充てるということで、下水道事業債50%を先に充てた後のことになります。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 今、辺地債、元利償還80%交付されるんやったら、80%の補助金もらって事業やっているようなものやから、20%の負担で済むということで非常に有利やなと思いますと、この木元線とか天神社線とかいうのが出てきますけれども、これ以外にどこどこ改良が必要な路線というのがあるのかどうかですけれども、この5年間に他のところも含めてもう少しやらんらんところがあるのかどうか。それが辺地の計画の中に入れていくときに、ある程度絞り込んでやってますのやというのか、どうなんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） 今回、辺地計画を上げるに当たりまして、建設の原課とそのあたりを十分詰めまして、この5年間に予定できるところ、それから着手年度とのバランスを考えて年度別の内訳を上げております。今おっしゃっていただいた木元線なり天神社線なり、やはりやるべき時期比較的近いという年次に入れております。

今のところ、奥山田、これまでも辺地債を使って整備をしてきましたので、その緊急度が極端に高いというところはないと思うんですけれども、順次、候補地については建設課と打ち合わせながらやっております。これは、辺地計画自体もまた年度ごとに見直

しの部分もございますので、こういった部分で必要に応じて、他の事業の必要度に応じて、そこは適切に対応していきたいというふうに考えております。

○委員（稲石義一） 結構です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、質疑はこれで終了し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 異議なしと認めます。

議案第54号、宇治田原町辺地総合整備計画（奥山田辺地）の策定についての討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（谷口重和） 挙手全員。よって議案第54号、宇治田原町辺地総合整備計画（奥山田辺地）の策定については、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、総務産業常任委員会へ付託されました2議案の審査を終了いたしました。

先ほど審査を終了いたしました継続審査の結果及び付託議案2件の審査結果につきましては、総務産業常任委員会委員長名をもって委員会報告書をそれぞれ作成し、議長宛てに提出いたします。

この場で暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時09分

○委員長（谷口重和） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

日程第3、各所管課に係ります第2四半期の事業執行状況（変更）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。まず、総務課所管分について、山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） それでは、ご苦労さんでございます。

それでは、事業執行状況の平成27年度第2四半期の総務課に係ります執行状況についてご説明申し上げます。

まず、今、委員長もございましたように、変更点について、特に資料の中で赤字で入れておりますので、せんだっての7月の閉会中の常任委員会から後、変わっている点につきましてご報告していきたいと思えます。

まず、事業名1でございますけれども、地域防犯推進事業でございますけれども、地域みまもりステーションの外構工事ということで、平成27年度に予算のほうをお認めいただきまして8月20日に完成をさせていただいたところでございます。

それから、事業名5番の自主防災組織支援事業ということで、各地域それぞれ自主防災訓練をご苦労いただいておりますけれども、現在、せんだって9月6日に郷之口自主防災会の訓練をいただきまして、この9月13日日曜日に銘城台の自主防災訓練を開催いただいたというようになっております。お聞きをいたしております。

それから、ページをめくっていただきまして7ページでございますけれども、多機能消防資機材整備事業ということで、小型ポンプの配備ということで7月15日に配備をさせていただいたところでございます。

それから、事業名12番で災害時の応援協定でございますけれども、協定先の池田町さんへ、8月30日に池田町の総合防災訓練のほうに参加をさせていただきました。私以下3名で対応させていただきました。また、本年11月8日に予定しております本町の防災訓練にも、池田町のほうから訓練の参加をいただくというようになっております。

次めくっていただきまして、事業名13、消防団員装備拡充事業ということで、活動服のほうは既に発注をかけておりますけれども、安全靴のほうが後になりましたが、8月4日に安全靴の発注をいたしております。以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。稲石委員。

○委員（稲石義一） 先ほどの災害時応援協定の池田町に3名さんが行ってきたということです。協定を結んだという報告があった折に、私のほうからもさまざまな応援について、備蓄、備品とか応援の水の車とかいろいろなものを備えるためのマニュアルが必要ではないかなと。どこともそんなのを作成しておらないということだったんで、早急に作成するようにというふうに求めておいたんですけれども、今どういう状況になっておるかだけお聞きしたいと思えます。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの副議長のご質問にお答えしたいと思います。

以前にもこの件についてはご指摘もいただくとともに、また、池田町さんのほうにも副議長のほうからお伝えもいただいたところで、池田町さんもこの件については非常に意識を高く持っていただく中、お互いにうまくやっていく中でとりあえずお互いに持っているものを、お互いにどれだけの備蓄があるかということで今そういった点から進めており早急にマニュアルをしていく中、またそれ以外の年間を通じて池田町さんとのかわり、そういった点も非常に重要なことというふうに思っておりますので、早急に進めていかなければならないということを実感をする中で取り組んでいるのが現状でございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） やっているというご答弁だというふうに理解をしておきます。

もう一つ、来られたときの池田町の議員さんにも申し上げとったんですけれども、文化とかスポーツとか産業面とか、いろんな交流を今後深めていく必要があるんですねと、教育委員会なり、それぞれの団体さんの交流についても進めていってほしいというふうに言うといいたんですけれども、その辺はそれぞれのところに声をかけられて進んでいるのかどうか、それはどうなんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、そういった非常に交流をしていく上でも重要な点について、また、副議長のほうからもお伝えいただいたということで、向こうの町長さんも十分に理解をいただいているような現状でございます。せんだっては区長会、生森で研修も行っていただきましたけれども、今度は10月3日、4日、みの池田ふるさと祭のほうにもお声をいただいております。商工会の女性部が中心となって行っていただく。あるいはまた、民生委員さんの中でも池田町に行って、お互いに向こうの民生さんといろいろと交流なりまたいろんな意見交換もしながらやっていきたいとそういうような情報も受けておまして、向こうの池田町さんのほうに電話を入れますと、すぐに担当の課のほうからそれぞれの部署のほうにお電話いただけるというようなことで、非常に今いい関係をつくりながら、いろんな文化、スポーツ、またいろんな件についてもお互いにいい関係の中で交流が図れるように、これも非常にマニュアルの中の1つかなというふうに考えておりますので、よろしくお願います。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そういうふうに輪を広げていくというのは大事なことで、特に児童生徒の場合、長崎、広島に行くのも非常に有意義だと思いますけれども、こういうところと交流するのも、子どもたちにとっても非常に有意義ではないかなと思っておりますので、その辺も含めて次年度以降の交流取り組みについて検討していただきたいという要望をしておきます。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。安本委員。

○委員（安本 修） 変更、変化がないということで書いていないんですけれども、6番の生活道路等における交通安全対策の中の郷之口湯屋谷線の30キロ規制、これ公安委員会審議中と書いてあるんですけれども、これは前回から何ら変化がないということでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの安本委員のご質問にお答えしていきたいと思いますが、この件については今、公安委員会のほうの審議中ということで、内容的には変わりはないんですけれども、実際に8月の末に公安委員会を担当しております府警本部の規制課のほうで宇治田原町のほうに2名来ていただきまして、私ども、またあるいは道路担当している建設課と一緒に道路を歩いたというようなところでございまして、当然、規制をしていただくには今のままの道路だけではいかんと。これは7月のときにもお伝えしておりますけれども、そういうような中、いろんな工夫を加えた安全対策が必要かという部分もございまして、まだ現在、府警本部の規制課と色々な状況の中で、どういった点がどのようにできるか、あるいはまた規制課としてもどうしたら安全にできるか、こういう点も今検討もいただいているところでございまして、町としても、今現在のところはまだ公安委員会が審議されている中で進んでいるということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 安本委員。

○委員（安本 修） 今のままでは構造的な問題やと思うんですけれども、あかんということなんですけれども、今現状、車が大変多いというようなことも視察していただいたんでしょうか、スピードの件も。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、実際、規制課のほうは、そういった状況は直接見られているわけやないんですけれども、現場で私ど

ものほうが状況の報告、あるいはまた田辺署の交通課のほうが参っておりますので、田辺署の交通課のほうは随時、この郷之口湯屋谷線のほうに入って状況も見ていただく中で、規制課のほうにそういう情報も流していただいているということもございますので、日ごろの状況についてはどんな状況かというのはご理解いただいていると、こういうふうには認識しております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、次に、企画・財政課所管分のうち、企画課所管分について説明を求めます。奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） それでは続きまして、私のほうから事業執行状況の変更分、企画関係分につきましてご説明を申し上げます。資料に基づいてご説明申し上げます。

まず1番目、新庁舎建設計画事業でございますけれども、これにつきましては8月に庁内プロジェクトチーム会議、また18日に庁舎建設委員会を開いていただきまして、新聞報道もされておりましたように、9月9日に調査建設委員会のほうから基本構想案としての意見具申をいただいたところでございます。これにつきましては、9月16日に開催いただきます議会のほうの新庁舎建設調査検討特別委員会でご報告をさせていただきたいと考えておりますが、今後の予定といたしまして、町といたしましてはいただいた意見具申をもとに基本構想を固めまして、早急に用地のほうを選定、確定してまいりたいと。その上で、次のステップでございます基本計画の策定に進ませさせていただきたいというように考えておるところでございます。

それから3番目、第5次まちづくり総合計画策定事業でございますが、これも8月に庁内ワーキンググループ会議を開催し、9月17日に内部の所属長で組織いたします策定会議、また、9月29日には総合計画審議会のほうをご開催いただきまして、基本計画の内容、また具体的な施策の柱、施策案の内容等につきましてご議論いただく予定がございます。これにつきましても、議会のほうに最終日の全協でご報告させていただければと考えておるところでございます。

次のページをおめくりいただきまして、7番の社会保障・税番号制度導入事業でございますが、システム改修は引き続き進めておりますが、先ほど申し上げましたように、今議会におきまして条例改正議案を上程させていただいておるところでございます。

それから、9番目のまち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業。これも、先ほどの総

合計画の策定とリンクしておりますが、17日に内部の地方創生本部会議、そして9月29日には総合戦略会議、外部の戦略会議を開いていただきまして、内容等につきましてご議論いただく予定でございますので、これも先ほどの総計とあわせまして最終日の全員協議会でご報告させていただきたいと考えておるところでございます。

10番目の行政改革推進事業でございますが、これにつきましては8月25日に外部評価委員会より評価調書の提出をいただいたことを受け、去る9月4日の議会の全員協議会でご報告させていただいたとおりでございます。

それから、おめくりいただきまして、最後12番バス停機能充実事業。6月補正でご可決いただきました内容でございますが、7月、8月を工期といたしまして、工事につきましては無事完了いたしました。予算でお認めいただいた額どおりでございますが、バス事業者が実施いたしますバス停整備機能強化事業、背板とか横板を張っていただいた分ですが、事業費54万円に対しまして、町2分の1補助ということで27万円を補助いたします。それから、町が直接事業いたします5カ所への広報板の設置事業、これにつきましても、54万円の事業費に対しまして工期8月末までとして、これも完了いたしましたところでございます。

なお、最終ページにコミュバス、福祉バスの利用実績、8月分までを入れさせていただいておりますので、ごらんおきいただければと存じます。私のほうからは以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 3番目の第5次総計と9番目の総合戦略なんですけれども、同じ日にやって、メンバーは違うわけですね。これ、午前と午後に分けてやろうとしてはるのか、そんな詰めた話が午後まで延びたらどないなるのかなと心配するんやけれども、この辺の日程的にはどういうふうに、同じ日なんですけれども、どうなんでしょうか。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） 外部の委員様をはじめとする総計の審議会と総合戦略会議、同日でございますが、午前中に地方創生のほうの総合戦略会議を行いまして、午後には総合計画の審議会を開催させていただくべく予定をいたしておるところでございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 午前と午後に分けてやらはるのは結構ですけれども、こういうとき

には第何回目の会議ですよというのはちゃんと入れといてもらうほうがわかりやすいのと、ある程度、この前も一般質問させてもらいましたけれども、佳境に入っておって、もうそろそろどうかというところなんでしょうけれども、パブリックコメントを来年年明け早々とかいう予定をされているやに思いますけれども、地方創生もおくれついででもっと時間かけてやったらどうやと言ったら、やはり年明けにはやりたいというふうな答弁でもございましたんで、そこのところについては深く、総計と地方戦略とは深く連携しますんでしっかりとやっていただきたいんですけども、これ今年中にはあとそれぞれ何回ぐらいを予定されているのか、それだけ聞いておきたいと思います。

○委員長（谷口重和） 奥谷課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） 現時点では、それぞれもう1回は今年中にしたいと考えておりますが、事業進捗状況によりましては、複数の回数もにらみながら進めさせていただきたいと考えております。以上です。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それと先ほどの一番最後の12番のバス停の広報板に、なかなか出来上がってから張りに行かならんでやきもきしておったんですけども、やっと張っていただいて、山内議員が一般質問されるのに間に合うたなということやったと思うんです。僕は完成してからやきもきしておったんですけども。

張るのが、なかなか町の広報板、いろんな箇所にあるのと5つとはそれはそれぞれ性格が異なりますんで、細かいやつをやっておっても見はらへんで、やはり一目で見ばつとてわかるようなもので5つのところについては絞り込んで、広報課が、それは日本の広報紙をつくらはる課やから、ポスターとかニュースもやはりちょっと工夫を凝らしていただいて、バス停にはね。朝早く出て行って、帰ってきはる人たちなんやから、ぱっと目について、こんなの町はやっとなねんというてわかるようなものを張っていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの副議長のご質問にお答えしていきたいと思えます。

広報板については、町のほうで設置させていただくということでご理解をいただきまして、これは広報板でございますので総務課のほうで管理をしていきたいというふうに考えております。その中で、今現在5カ所の広報板には、まさにきょうから始まりました国勢調査の情報をまず載せてもらっていると。それとまた、10月に田原祭が実施さ

れるということで田原祭の情報と、この2つが今、バス停の広報板に入っているというように思っております。

そうした中、今もございましたように、朝早く行かれる方、そういった方がちょっと早目に行かれたときに見ていただくのにバス停の広報というのは非常に重要なというように認識をしておりますので、町の中の今こういうことが動いているんだという部分をメインに置きながら、またバス停という機能もございますので、マップ的なところも必要なというように思っております。それとあわせて、ほかの広報板でも、ちょっと雨風で汚れているところもございますので、広報板も住民の皆さんに対する情報の一つの発信というように考えておりますので、そういったことを基本に置きながらしっかりとした対応をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。上林委員。

○委員（上林昌三） そのバス停の5カ所のことで、ささいなことですけども、今新しいのでいつまでもきれいなままでありますけれども、これからくもの巣が張ったり、そのメンテは町がするのか、それともバス会社がどこかに管理を依頼しているところがほかのバスの停留所と同じようにやるのか、どういうふうなぐあいになっていきますか。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの上林委員のご質問でございます。

広報板は、やはり町のものでございますので、町がしっかりとほかの広報板とあわせて同じ管理をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） よろしいですか。内田副委員長。

○副委員長（内田文夫） それでは、同じバス停について1つだけお伺いしたいんですけども、張られました、木を、木材を。それで住民の方は、ああ立派になったなという感想を町に寄せられておるのか、あるいは何をやったんだというふうな批判が多いのか、全然そういう報告は受けていないというふうに思われているのか、どうぞ。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの内田副委員長のご質問でございますけれども、私のほうで総合的にお聞きしていますのは、いいバス停ができたというように今聞いておまして、ただ、上の部分がもう少し詰められたらいいのになと言われてはいますが、ただ風よけの風を受ける、そういうこともございますので、それについてはまあ仕方がないなと。しかし、雨が降ってきたときにそうしてしのげて、木材を使った

バス停ですので、私のほうには住民の皆さんから好評をいただいているというふうにはお聞きしております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 内田副委員長。

○副委員長（内田文夫） そういう当局からの答え、ごもつともだと思うんですが、私が聞いているのは全然違う報告も聞いています。ゴルフ場によく町内の人が行く、市外、町外から入ってくる人が、あれはなんやねんと、実に理解できないものが建っておるとい人もたくさんおられると。

先ほど稲石委員から、中に町の広報板もつくって機能を果たせるようにという、それも確かに1つだと思うんですけども、実際10人あるいは5人が待っている状況のもので、あのスペースでそういう町の広報を見る状況になるかという、私は必ずしもそうじゃないと。

だから、今即そういうものを改良しろとは言わないですよ。これだけ金つぎ込んで、2次で、町当局としてはそれでいいものができたと言われているわけですから。ただ、長い目で見れば、もうちょっと完璧な、町外から来る人も町内から利用する人ももろ手を挙げていいものつくってくれたなど、ようやくたというようなものを、長期計画で今から計画をしていただけないかというふうに思うんですが、どう思われますか。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの内田副委員長のご質問でございますけれども、いろんな観点から見られている方はおられるかなというふうには思います。そういった中、最初出来上がった時点から今日まで、いろいろとまた議会のほうにもご理解を賜る中で、またご指導もいただく中できょうまで来たような中で、市内のところにあるバス停と、こういったところにあるバス停とは、若干意味合いが違うのかなというのは、それはもう日ごろから認識しているところでございますけれども、バスを待つ時間がそういったバス停の中の広報を見ていただく、そういう中でバス待つ時間が短くなったなどというぐらいの気持ちになれるようなバス停も今後は必要かと思っておりますけれども、ただ、そういった歩道敷の国道敷の上にあるものでございますので、法的な制限がかかっておりますので、今おっしゃったことは十分に頭に入れながら、今後もいろんな観点から見ていきたいというふうには考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 内田副委員長。

○副委員長（内田文夫） もう1点だけ。この事業執行の5番です。もうとやかく言うつ

もりはないですが、この前、一般質問で京都府にお伺いを立てられたらどうですかということをご指摘申し上げました。そのとき、私は、今は言っていないし聞き預かりおくという答弁をいただいているんですが、それ以降、京都府に対して、議会でこういう発言があったからこれはいかがなものでしょうかとお聞きになられたことはあるかないか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（田中雅和） ただいまの件についてですけれども、私が今、理事になっておりますけれども、交通政策課長、公共交通の理事に会いに行きました。7月中旬だったと思いますけれども、行っております。そのときに、こちらの現状等はお話しさせていただいております。以上です。

○委員長（谷口重和） 内田副委員長。

○副委員長（内田文夫） そのとき、向こうのお答えは具体的には出ないということですか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（田中雅和） 私どものほうの現状を話した上での向こうの、私どものほうとしての今を、JRのいわゆる補助金というんですか負担金と言うんですか、これについてどうのこうのというところまではお話ししておりませんが、現状はこういう町の中の意見もあり、そしてという話をさせてもらった状況の中で、情報、現状報告という形でさせていただきましたので、向こうのほうからの回答というものにつきましては、やはり現在の210キロ超ですか、こういったものについてはよろしくお願ひしたいをというお話を、返事といいますか。

さらに言えば、現在この協定の中に入っている、少し余談な話ですけれども、いわゆる線路といいますか駅の所在しているところについては、全体協定の中に入っている市町村の負担とかしています。それ以外にも駅とか、あるいは踏切の確保とか、それはまた別途の事業もあるし、それなりにいろいろなお金の要る大変なところもあります。そういう現場に情報提供等は受けておりますけれども、こんな状況でございます。以上です。

○委員長（谷口重和） 内田副委員長。

○副委員長（内田文夫） それでは、私がお尋ねになったらという、一度京都府にそういうお話しに行かれたらというニュアンスとはちょっと違うアプローチをされていると思うんですね。私個人的な意見としては、今は200万だけれども、平均したら1年間に1,600万ずつ10年間行くんですよと。その財政負担と現実の現況を考えれば、これは非常に理解しがたいというか、極端に言えばリアの負担金を京都府に払えと言

われているようなもんですよ。奈良や生駒の中に行くのに、何で俺のところがりニアのトンネル代払うねんというそういう意味合いで説明に行かれれば、向こうも納得されるんじゃないかと思って発言したのですが、次回行かれるときはその辺も組み入れて、向こうにご報告なりご相談してほしいなというふうに要望したいと思います。お答えあればどうぞ。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（田中雅和） いわゆる線路が走っていない、その話については現状報告の中ではしております。そういう意味で、現実には負担もしていると、そういう中の話としてそういった線路の逆に入ってくるものについては、今回の複線の対象としている事業以外にもありますねという答えが返ってきておりまして、町としては、現状報告の中で意見として、やはり線路の通っていないところの負担についてはいろんな思いがありますと、こういった現状でありますということはお話しさせていただいておりますけれども、その辺お願いいたします。

○委員長（谷口重和） 内田副委員長。

○副委員長（内田文夫） 最後に要望しておきますけれども、副町長、必ずしもその経過を重々ご承知じゃないと思うんです。私もそんなに過去のことが明確になっているわけではないんで、時間がありましたら意思疎通が図られるように、なぜそこに入っているかというのも一回時間を割いてお話しさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。以上で終わります。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて企画課所管の質疑を終了いたします。

続いて、財政課所管分について説明を求めます。小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） それでは、事業執行状況の2行目の公共施設等マネジメント推進事業の部分でございます。この部分につきましては、前回より矢印が若干、2週間程度延びておりますが、先般、一般質問もいただきましてご答弁申し上げましたように、9月末に向けて現在事業を進めております。最終段階で若干、事務的作業に当初から見ますと10日から20日程度のおくれというよりは、最終の詰めの段階で若干時間が変わっておりますが、最終的な形としましては、この間ご答弁申し上げましたとおり9月末に向けて進めております。若干に事務作業のそうしたところで手順がかかっておりますので、固定資産台帳、試算データシステム登録ともに、そういっ

た理由で若干の日限の延長をしておる、予定をずらしておりますので、その部分で今回矢印をちょっと延ばさせていただいているというような状況でございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 先般も一般質問したんですけれども、固定資産台帳の作成といろんなデータの入力をやって、来年度は複式簿記の試行をやりますよと、29年度からは本格的に企業会計を導入していきますということだったんですけれども、その内容等について、やはり総務常任委員会なり全協、全協のほうがいいかと思うんですけれども、やはりどういった内容にという部分を説明していただいて、今の現状の特別会計も含めた部分がどういうふうに関後変わっていくんやということを28年度の試行までに一度ご報告いただいて、おたくの職員さんが勉強しはる分、議会もちょっとそういう準備もしておかなければならないと思いますので、その辺の準備方々よろしくお願ひしたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（谷口重和） 小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） 先般ご質問いただきましてご答弁申し上げたところでございますけれども、我々としても、今提示されている国のロードマップなりに従って準備はいたしております。詳細が出ていないところもございまして、そういった点を踏まえながら、適切なお説明の方法について検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○委員（稲石義一） 結構です。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、これにて財政課所管の質疑を終了いたします。

日程第4、各課所管事項報告を議題といたします。

まず、総務課所管の人材育成実施計画について当局の説明を求めます。山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ご苦労さんでございます。

それでは、私のほうから人材育成実施計画を説明させていただきたいというふうに思っています。お手元のほうに資料のほう配付させていただいているように思います。

これにつきましては、本町の人材育成の基本方針に基づきまして人材育成の実施計画

を策定していきたいということで、前にもこの人材育成基本方針をご理解賜ったところ
でございまして、その中で人材育成実施計画もすぐに実施できるだろうということをご
指摘賜りまして、本年7月に、また閉会中の常任委員会のときに、どうなったというこ
とで、そのときには決済中ということを書いてまいりましたので、でき上がりましたの
で所管の委員会のほうで報告していきたいというふうに思います。

人材育成の実施計画でございますので、これによりまして、要は職員の意欲を高めて
生かしていくと、これを基本に作成しているわけでございます、第1、それから第2、
第3、第4と、このように定めておりまして、おのおのそういう。

最初は、第1は、意欲を高め、人を活かす人事制度の推進ということで、ここで人材
の確保というのを挙げておりまして、採用・試験情報等の充実ということですね。今回
も、今現在職員の募集をいたしておりまして、単なる募集記事やなしに、今回は新たな
チャレンジでここで始まるということで、今おります職員が意欲を持って臨んでいると
ころの写真を入れた宇治田原版の職員募集を今現在上がっておりまして、こういった点
が、そういう中で人材の確保ということにつなげていきたい。まず、その①がそういっ
た方向で、これも今現在進めておるところでございます。それから、②のほうでは職員
構成の是正ということで、再任用職員の活用、また民間等経験者の採用とこういうと
ころをうたわせていただいております。

それから、大きい2番では、人事異動制度の充実ということで、適材適所の人事の配
置と。特にジョブローテーションのいわゆる採用後一定のところにとずっと置いておくん
やなしに、異なる分野の業務を経験させていこうと。それとまた、複線型の人事制度と
いうことで、高度な専門知識やあるいは経験を必要とする職務について、職員の適正や
希望を考慮しながらやっていくと。いわゆる専門職ということですね。ずっとそこで専
門的な仕事を同じ場所でやっていただく、そういうことも非常に大事と。それから、人
事情報の活用ということで、人事データの管理と活用、また今現在もうやっていますけ
れども、人事異動の意向調書と、こういったことも今までは希望調書あるいはまた所管
課長の意見等ヒアリングもやってまいりましたが、その内容も少し工夫もしていく必要
があるのかなというように思っております。

それと、育成型の人事評価制度の活用ということで、気づき、考え、行動する、これ
を基本に、業績の評価、目標による管理、あるいは能力評価、面談制度、それから評価
能力・育成能力の向上ということで、こういった点についても本町、前倒しで今進めて
いる状況でございまして、その辺の中で評価との絡み、これも非常に今後重要となって

まいる。その中で今試行的にそれぞれしっかりやっているところがございますけれども、公平性あるいは透明性・納得性の確保、また公平で公正な処遇への検討。

それから、4ページのほうでは、これは大きい2番として、能力を引き出し、高める研修制度の推進ということで、これも議会のほうからもご指摘いただいていますように、職員研修の充実をもっとしっかり図っていけど。その中で、本町の研修計画を基本に置く中で、「やる気を育てる」あるいはまた「人を育てる」、「まちを育てる」、これをテーマに進めているところがございます、特に研修の柱では、自己啓発、それから職場の研修、それから職場外の研修と、それぞれの長所を生かし研修体系を整備していくということで、特に自己啓発の中での支援となっておりますけれども、この中では専門講座等への参加を支援、あるいは資格取得の助成、それと研究グループの支援ということで、特に研究グループの支援ということで、問題意識を高めて自主的に研究を行うグループに対して研究活動支援を行い、またその成果の発表についても研究していくということで、本日、きょうの業務終了後、文化センターのほうで宇治田原プラスというそういった中で勉強会をするということで、本町の職員50名と精華町のほう、あるいはまた大阪のほうから来て一緒に勉強していこうということで、本町の京都府のほうに以前に人事交流に行きました職員が講師となって勉強会をするとそういうようにも聞いておりますので、こういった点が非常に今後重要ななというように思っております。

それと、職場の研修の推進ということで、これは常に管理監督者の意識の啓発、職場研修体制の整備、それと若手職員の育成制度の整備ということで、これも非常に重要かというように認識をしております。

それと、職場外の研修の充実ということで、本町独自の研修の充実ということで、特に町の中で、次のページにも出てまいりますけれども、京都府市町村振興協会がございまして、そこにいろいろと研修メニューを組んでいただきまして、その中で職員が積極的に研修を受けるように、現実的には行っているのが基本でございますけれども、本町独自の研修ということで本年度は管理職を対象にした研修も行っていきたく考えておるところでございます。

そういった中での本町独自の研修、その中に基本研修、あるいはまた特別研修、また庁舎内の講師の活用ということで、特に今、新しい制度が出てくるときに、職員も部署が違うから関係ないというんじゃないしに、法整備が出てくるようなその法をどう改訂がされるのかと、こういった点も職員研修の中に入れてみんなが共有して勉強していくのも、研修していくのも重要ななというふうにも思っております。

それとまた、派遣研修の充実ということで、6ページのほうに今申し上げたようなことを掲載させていただいております。

それと、研修を推進する体制の整備ということで、先ほど申し上げましたけれども、自己啓発、職場研修、職場外研修ということ、そういった点についてそれぞれ支え合える体制を整備していきたいと、こういうふうに考えております。

それから、7ページの大きい3つ目では、意欲と活力を生み出し、人を育てる職場づくりの推進ということで、職場風土の醸成ということで、意欲と活力を生み出す人を育てると、これを基本において、管理職研修の推進、あるいはまた部下の育成支援能力や組織マネジメント能力の強化、あるいはまた職員による柔軟な意見発信。

それと、職場内のコミュニケーションの活性化ということで、職場に活力を生み出すには、やはり職場内における活発でいい関係の中でのコミュニケーションづくり、これが非常に重要だということで、組織目標の共有、面談制度、朝の課内のミーティングや課内会議の充実と。当然毎日やっていることもございますし、今現在、そういった目標を掲げて進めているのが現状でございます。

それから、8ページ、これは健康管理の増進ということで、当然、意欲を高めてしっかりやっていくにはやはり職員の、職員だけじゃないですけども、健康管理というのは非常に重要でございますので、メンタルヘルスの理解とセルフケアへの推進、健康診断の充実、メンタルヘルスの相談窓口、長期休職者への復帰支援、それから各種ハラスメントの相談窓口ということで、今現在そういった窓口については総務課というように対応はさせていただいております。

それから、9ページでございますけれども、この人材育成の実施計画について、今説明させていただいた中で既に実施しているものもあれば、検討していかなければならないものもございますので、一応5カ年の計画といたしまして、そして内容によっては改正あるいは見直しを図りながら、できることから早く進めていきながら、よりよい職員の意欲を高める中で生かす、それを基本に置きながら進めてまいりたいというように思います。

実施計画のほうがとりあえずできましたので、所管の常任委員会にご報告を申し上げたいというように思います。よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。稲石委員。

○委員（稲石義一） まず、1ページの民間等経験者の採用について研究するということ

で、後ろの今の9ページ以降を見てみましたら、民間等経験者の採用については研究して29年度から検討に入ると。これ、役所用語で言えば、研究して検討というのはやらへんということですね、僕の理解からすればね。だから、人材育成計画を策定しはったときには、すぐやりますよというふうに言うてもらわんと、これを策定して研究して検討していきますよというたら、この5年間の間に民間等経験者の採用というのは、僕の経験からすれば、研究して検討やと5年間の間では一切できませんよという意味やと思っていますので、そういう姿勢は改めてもらわなかなわんなというのは指摘したいと思っています。

ここに全部出てくる研究とか検討とかいうのは、検討から入ったら実施というのが出てくるんですね。その制度が日の目見るのかなと思うけれども、ここに研究だけでとどめてある、次に言うたら育成型人事の分の公平で公正な処遇への反映やったら、研究だけで終わったさかい、これはもう5年間の間には絶対できひんわね、僕から言えば。

だから、議会の答弁でも検討しますよというて、1年たってどうするんですかというたら、今度は前向きに検討するとかいうて前をつけたみたいない感じで。研究というたら、もう僕らからしたら、しいひんということの答えを言うときには研究という言葉を使えと僕らも若いときに言われたからね。だから、これからいうたらこんな計画をしっかりとつくらはったのに、まだ研究という言葉が出てくるというのはぐあい悪いん違うかと。

そこで、民間企業のあれからいうたら29歳とか30歳ぐらいで一般職員の人を採用やとか。だから、民間を経験してはる人もいはるんやけれども、ここでいう民間企業の経験者の採用というのは違うわね。前の人勧やらでいろいろ出ているように、40歳とかそういう人を雇ってくるとか、民間のいろいろキャリアを積みはった人の部分の経験をいう。だから、29歳とか30歳の今の採用試験の年齢にしているのは、そういう意味の経験の分を買うんじゃないくて、言うたら40歳とか45歳とかで民間の経験者の管理職の方々をどういうふうに登用するかということ言うてはるんやからね。

そんなんは他の自治体で既に実証済みやから、そういうことも含めて人材育成計画をつくっておられると思うんで、やっぱりそういうのは検討期間を短くして、本町に向くか向かへんかという判断すればいいだけの話ですよ、これ。ほかの分も入れて、大体そういうふうに思います。

次のページの人事異動の意向調査の職員に対する異動調書なんかでも、研究するとなつてあるけれども、こんなのも研究せんでも、他市の状況で本町にあるやつをぽつとつかんできたら来年度の人事異動に間に合わすことができるんで、やっぱりやる気の問題

やと思いますね。

研修でも、振興協会の研修やと費用が要らないんで、交通費程度で済むんやろうけれども、ただ、私が申し上げたいのは、本町独自の研修で、管理職なり係長の管理監督者については振興協会に行かして管理職の研修を他の自治体の者と一緒にするのも役に立ちますけれども、本町できちっとやっぱりメニューを立てて予算もつけて、みずから本町の総務課が職員研修に前向きやというふうにやらんと、他の振興協会のメニューだけに頼っておったらうまいこといかへんの違うかなと、やる気が伝わへんと、職員に。

そこで、次の6ページにありますように振興協会への派遣というのが主になっていますね。かなり多くの職員さんがこれに行っていたらと。それを含めて、1人の職員さん、どれぐらいの割合で研修に行かせてはるのか。複数で何回も行かはる人もいろんな部分によってはあろうかと思うんですけれども、この120人ほどの職員さんがどういう割合で研修を受けるようなシステムになっているのか。もう1回受けて、新採のときに受けたらもうずっとあらへんのか、係長になるまでないんやというんやったら人材育成みたいなのできへんでしょ、これは。その辺の比率みたいなもの、統計でとってはるのかどうか知らんですけれども、どうですか。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの副議長のご質問でございますけれども、確かに、おっしゃるように今、振興協会の研修というのは非常に多うございまして、常々、今行っていたらとるのが現状でございます。その中のメニューの中にはいろいろと毎年変わってきている分もあるんですけれども、一番最初はもちろん初任者やったら初任者研修というのがあって、それは全員、今は確実に受けていただいて、それはいつに受けたということで、それぞれ職員一人一人の中にいつ何を受けたというのは、これはちょっと今、表のほうは持っていないですけれどもそういうのは押さえながら、それと部署に行ったときに専門的な部分での研修というのも中にはありますので、それはそれで独自に行ってもらっています。

今現在のところ、一応、振興協会から来ております研修はかなり今年度もたくさんありまして、ほぼ全部に参加させているのが現状でございます。それはきちっと今は何の研修は誰が受けたというのは本町の中ではしっかりと押さえておりますので、これは今後も当然のことながら。ただ、部門別の部分が、たまたま行った課でそれを勉強してもらわなあかんということもございまして。それと、特に管理職あるいは係長、また入ったとことか、その辺の部分もありますので、一応研修については予定どおり今は行けへ

んとかどうこうやなしに、ほぼ100%近く受けていただいているというのが現状でございまして、一応今、手持ちにはないですけれども、それぞれの職員の何をいつに何年に受けた、これはしっかり押さえていますので、ひとつお願いしておきたいと思えます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そういうもんはつかんでいるということなんですけれども、一度そういうまとめたような分を、係長研修なり、係長なり主幹なり参事とか課長さんになられたときにはこうやと、新採やったら新採どうですかとか、また分野別の専門的な部分についてはこういう研修を受けさせましたというようなものがあれば、統計的につかんでおられたらそういうようなものを一度報告していただきたいなど。

それと、職員研修計画というのも非常に大事で、向こう3年ぐらいはこういう形の研修メニューに参加させますよと、それで、ないようなメニューについては町で独自に措置していきますよと。そういうようなものを総務課でつくったら、それはそれぞれ、私から言えば、管理部門なり事業部門、教育部門、福祉部門、そういったところから代表の管理職の方に出てきていただいて、その職員研修計画をそれでいいのかと、総務課がつくったやつがそれでいいのかというようなこともやりながら、全体のものにして、それを動かしていくと。3年間動かすと。また、次の3年間をつくっていくと。

それが、今、理事が申されたように、職員研修の履歴なり人事評価システムとか人事異動の参考資料やらにつかっていくというふうの一つ一つが関連してやっていかないと、それぞれぶつ切りでは、町の組織、人材組織というのが動かんようになるんでね。見ていると、それぞれごとにはやってはるんやけれども、連携してうまく動いていないというのはそういうところに原因があるんじゃないかなと思いますんで、みんなでつくり上げた研修計画やというような意識にして、人材と組織がうまく機能するように総務課が動かしていくと。そのためには職員の声も聞くということが大事やというように思いますんで、今後一度、そういう総括されたようなものを総務委員会に報告していただければありがたいと思えます。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございせんか。上林委員。

○委員（上林昌三） 資料の8ページの健康管理の増進の下の表の中の長期休職者の復帰支援でありますけれども、プライバシー保護の意味でお答えしていただかなくても構いませんけれども、今、女性の方のご出産での長期休職といいますかお休みはいいとしまして、ここに出ています心の病とか、例えば長期療養が必要となる病にかかっておられ

るとか、交通事故で休んでいるとかいう職員が、総務のほうで、人事のほうでいらっしゃいましたら、どういうふうな方で何人おいでやとかいうようなこと、答えてもらえたらお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、現在1名おります。今、その中でいろんな主治医等も含めた中で相談しながら支援を行っているというようなところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 上林委員。

○委員（上林昌三） それは心の病というものに属する方ですか。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、心の病でございます。以上でございます。

○委員（上林昌三） 以上、結構です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、本件につきましての質疑は終了したいと思います。

次に、定員適正化計画について当局の説明を求めます。山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） それでは、お手元の資料のほうに配付いたしました職員の適正管理についてご説明をしていきたいというように思います。

その前に、この適正化計画、これにつきましては委員会の中、また国のほうからも前年度に指摘をいただいた中で、本来でしたら28年度までが計画期間になっておりましたけれども、1年早く前倒しで見直しをしていきたいというような答弁をさせていただきました。鋭意努力をしまいたところでございます。一応お約束は本年3月ということになっておまして、その時点でできてはおりますけれども中身的に精査する点がありましたので、大変申しわけなく思っておりますけれども、この9月の開会中の常任委員会に報告をさせていただきたいということでご了承をいただきたいというように思います。ですから、計画書の資料には平成27年3月というように打たせていただいておりますので、その点についておわびとご理解をお願いしたいというように思います。

それで、1ページをめくっていただきまして、このところはこれまでの定員管理の状

況ということで、平成23年3月にできたそういう計画書をもとに今日まで進めてきた中で、この平成27年からの見直しをかけさせていただいたということで、ここにありますのは、特に下の②にうたわせていただいておりますのは、前定員適正化計画の目標でございます、平成27年では一般行政以下特別行政、公営企業合わせて125名としていきたいとってまいりましたが、今現在134名ということで9名増員を図らせていただいているというようなところでございます。

2ページのところでは、職員数等の現状を入れさせていただいております、年代別にどれぐらいの年齢の者が何人いるのやと、こういう状況の中で職員数の推移、あるいはまた人件費の関係、あるいはまた今まで退職された方、また採用者、今後の定年退職の予定ということであらわさせていただいております。

3ページのところ見ていただきましたら、これがいわゆる類似団体との職員数の分析ということで、宇治田原町の類型で言うたら11-2ということで、人口5,000人から10,000人ということで、一応一定の示しをつけられている92団体のその平均がここに出ているところでございまして、前に副議長にご指摘を賜ったときに、じゃ何人少ないんだと。この表でいきますと15人少ないということで私も明言させていただいたところでございますけれども、その後において、内容的にも分析をしていって、そして内容的にも調査する中で、次の4ページ、この92団体の中ではもう既に合併された間なしの町とか、それから今後減らしていかれるところとか、いろんな要素があったもののその中で92団体の中の16団体、本町と似たようなところで見ますと、類似団体の平均でいうたら人口1万人当たりの職員数でいきますと平均では101.85と。本町のほうを見ますと107.98ということで、今これで見ますと平均より若干多いというようなことにはなるわけでございます。

そんな中で、定員回帰指標による分析、これ総務省の計算式でございましてけれども、それに当てはめてみますと、5ページのところです、これでいきますと一般行政職ではプラス3人、また普通会計の中にいきますとマイナス8人と。このマイナス8人というのは、見方にもよるんですけども、消防職員が入っておりますので、そういうところと。ただ単なる職員数だけで見ますといろんな誤差が出るわけでございまして、府内の市町村の中で本町の職員数を見ますと、実際見方にもよりましてばらつきもあるわけでございましてけれども、府内の市町村の人口1万人当たりについて比較すると、全25市町村中、一般行政では17番目、普通会計では16番目、町村の部では11町村中4番目に少ない中、職員数で行政運営をやっているということで、数的に申し上げたらそ

ういうところでございますけれども、もともとの計画をしておりました状況から、いろんな分野の、住民医療の見直しも含めまして、職員数をふやしてきたというのが現状でございます。

6ページには総括的な状況、また定員回帰指標による分析、また府内市町村、先ほど申しました比較、それから新たな定員管理計画、それから行政組織の検証・見直しということで、これについても何とか早くいい組織体制ができるように、庁内の組織等の検討委員会を立ち上げていろいろと検討しているというようなところでございます。それから民間委託等の推進、新規採用の抑制、それと職員の意識向上と人材育成、多様な任用、勤務形態の活用ということです。

そして、7ページでございますけれども、一応平成27年度から5年間、平成31年度ということで、目標の職員数を平成32年4月には一応133人ということで、今現在134人から、退職する職員を見ながら、また事務事業の推進も検証しながら、一応こういった考えをもとにやらせていただいております。

今後また、事務事業のいろんな状況がまいれば、またそれはそれで検討もしていく必要があるかなというようにも考えておりますので、ひとつご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、定員適正化計画の説明にかえたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 1ページが職員の23年度からの推移で、その下が125名でということで、前回の定員管理計画ということですね。前に一般質問でさせていただいた折の分が3ページの類団比較で、単純比較は15で修正かけると23やと。こうですね。私、理解しているのは修正かけた分で22少ないと、当時は25人やったと思うけれども、25人少ないですよということでやってきたんですね。

先ほどもあったように、年齢構成はよくわかりました、これで。36歳から40歳までの方が32人で一番多く、4分の1の方がここにいらっしやっているということで、31歳から50歳ぐらいまでの中に集中していらっしやるということですね。これが、今年度の退職から以降、新陳代謝がこういうふうに出てきますよということ、これ一番よくわかりますんで、今後の人材育成をどういう方々にウエートを置いてやっていけばいいかというのは、これ見てやればいいことです。

そのほかの資料は、そんなに少なくないですよということの比較表やけれども、私は

この11町村中4番目に少ない職員数で行政運営を行っていますと書いてあるけれども、従前、私が何回も指摘しておるのが、23年度の決算で11団体の中、京都府全体26入れてもそうだったんですけれども、決算倍率が一番小さかった。小さい予算でやってきたからこれでいけていたんやと。予算を他の団体並みに、富裕団体である大山崎、久御山町、精華、これと肩を並べてやっていこうとしたら、住民の福祉を向上さそうとすれば、予算もふやさなあかんと言うたわけですね。それで、ふえてきているわけですよ。そうすれば、おのずと投資的経費もふえますよ、教育の予算もふえます、福祉の予算もふえていきます。それでやっとなら肩を並べるように、ベストスリーに肩を並べるような予算、決算規模になったわけですね。

そうすると、当然それを仕事する職員もふえるわけですよ。前は一番びりやったからこれでいけたと。僕はびりやったら職員もびりでよかったやんと思いますけれどもね、4番目やったらね、後ろからね。だから、上から1番とか2番になるのやったら、やっぱり仕事してもらわんならんさかい、職員の数も当然予算規模に合わせてふやして行って、住民のためにそういう充実した職員体制を組まなあかんということ言うてきたんでね。これでいいんじゃないかと、やはり類似団体の15人とかそういった部分に追いついていくような職員をきちっと組織の中に構成員としてうめ込んでやっていく必要があるのではないかなと。

それやと足らんわけで、今回立てられた31年の134人では足らんわけで、この計画についていかなものかというのは、これからどんどんもう少し、今平均並みに追いついただけで、決算規模が。1番とか2番になっていこうとすれば、もっと職員をふやしていかなとできへんと。福祉の専門職もそうですよね。

だから、そういうことを踏まえてやるならば、財政はここ5年で宇治田原町の場合、破綻するような状況じゃございませんので、もっとどんどん事業をやって、住民のための、今までやってこられなかった分の、一番びりの予算規模じゃなくて11町村の中で1番の福祉都市にするためには、やっぱり職員の数もふやさなだめでしょう。これについてどうですか。

○委員長（谷口重和） 山下理事。

○理事兼総務課長（山下康之） ただいまの副議長のご質問でございますけれども、以前から議会のほうからもご指摘も賜ってきている中、当然のことながら、もちろん職員がふえればそれだけの仕事の能力も生かせる、これは当然のことでございます。その中で財政的な部分も視野に入れながら、しかしおっしゃった部分で、類団との比較の中で本

町のおくべき姿、そういった点も検証しながら、またそういういろんな状況において、それとまた今後の退職予定の状況も見ていただきましたように、一般行政職が平成27年度で4人いなくなってからしばらくあくというような状況もございますので、そういった点もにらみながら検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） これ検討すると言いますけれども、これ前倒しでつくってくれはったんはありがたいんですけども、この中身の問題です。せんど言うている予算規模云々かんぬんも含めて、住民のための今までの組織、機構、予算規模、それぞれに対応するような的確な人員配置になっておらなかったですよという指摘を踏まえて、予算もふやしてくれてはるし、専門職のマンパワーも増強してくれてはるんやし、そのためにはまだ道半ばみたいなもんですよ、僕から言わせれば。そのためには、この計画ではちょっと足らんのかなと。

まして、職員の年齢構成を見てみますと、先ほど言いましたように51歳から最後まで19人を、5歳刻みの2つを足して、それぞれの5歳刻みのところよりもいかへんということやからね。人件費の硬直化は何で皆が嫌うのやというたら、そこがやっぱり高齢の50歳以上の方が非常にどんといらっしゃって、その高い給与の方が人件費を圧迫するんやということやけれども、ここ、案外うまいこといって、その人員が少ないわけや。やめていかれたら、その新陳代謝で若い人を雇えば2人か3人雇えるのかなとこういうふうに思うわけです。

だから、そういうことも踏まえて、ここ5年ぐらいの間やったら人件費が圧迫するようなことは到底ないですよ。将来的にも、この21から25まで7人で、26から30までの5歳刻みの人が1桁で推移してあるんで、それは定員管理計画で職員をとってこなかった結果ですよ、これ。それが幸いしたんです。幸いしたんやから、古手がやめたときにしっかりとれば、若手の給与のまだ少ない人をとってしっかりと仕込めば何ともなるん違うかなと、私はそういうように思っていますんで、よろしくお願ひしたんですけども、この辺、副町長、どうですか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（田中雅和） ご指名でお答えはさせていただきますけれども、即断で即答するというよりも、今の稲石委員さんのお話、いろいろ私も考えさせられるところありますので、やはりこの問題については、今後の5年間、あるいはもっと先を見越した総計もやっておりますけれども、そういう中でやはりしっかりとそれを実現するためには人と

というのは大変重要やと思いますので、その案件につきましては町長のもと、十分しっかりと内部のほうで検討して、先ほど検討ということもありましたけれども、十分な、当然のことながら財政も踏まえながらですけれども、今後そういった総合計画に示すようなそういった施策を実現するためにどういうふうにしていくかというのは、真剣に町長のほうと考えていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） 町長が最終判断はされるんでしょうけれども、組織をなぶったり、いろんなことを考えていったりする検討会議は、副町長がトップやという答弁もいただいておりますので、それが今の答弁じゃ、町長と相談します、それじゃだめです。こういうものの素案は、副町長のもとで理事やらを中心につくってこられたんや、そういう答弁でしたんで。

その結果がこれで、最終的には町長が判断をされますけれども、副町長がこのプロジェクトチームのトップやという中で、私らが文教でもマンパワーが必要やと言うてはるんで、そのことも踏まえながら、やっぱり将来のまちづくりの5計で10カ年を策定しはるんやから、27年は総合戦略と一緒に1年もう食うてしまっているんで、後の4年間とその5年間で9年間を見通したまちづくりの施策と人員というのはリンクするわけですから、そういうことを見通した人員の定員管理計画であるべきやしね。

今後もう少し修正もできるのかどうかというのはありますけれども、策定して報告なんですけれども、半期たってしまっているんで、もう今さらどうしようもないのか。今言うような策定したけれども、総計の中で総合戦略なんかで人がここには特につけなければならないというようなもんが出てきたら、これの柔軟な対応が図られるのかと、この辺だけちょっと答弁求めておきます。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（田中雅和） ご指摘のように、あくまでこれ計画で、これに基づいてやりますけれども、やはり先ほどのお話にありますように、総合計画を実現の中で柔軟には対応していきたいと思えます。さらには、先ほどご指摘にもありました組織の研修の問題も含めまして、やはり一人一人のパワーがアップするようなこともあわせて、人数というひとつの数字だけじゃなくして、それは先ほども話が出ておりました病気のことも関係すると思えますけれども、やはりトータルとしては一人一人のパワーもアップする、そういった面で欠如したといいますかそういったことがないようにも努めながら、一人一人の研修も含め、そして庁内での先ほどもお話ししました能力をつくる中で、トータル

力が発揮できるように努めてまいりたいと思います。個々におきましては、今後、十分柔軟に対応した検討も進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員（稲石義一） 結構です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、本件につきましての質疑は終了したいと思います。

次に、企画・財政課所管の平成27年度公共事業等の施行状況について当局の説明を求めます。小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長（小西基成） それでは、平成27年度公共事業等の施行状況ということで資料をお出しいたしておりますが、これ第1四半期の末に7月の委員会のお出ししたものと基本同じでございます。

現時点、9月末をもって第2四半期の集計をいたしますので、ちょっと今時点で第2四半期の状況というのはご報告できないんですが、前回と変わったところがどこかと申しますと、中段以降に、「参考」というところがございます。参考の27年度の府内市町村、契約済額と支出済額のパーセンテージ、ここが前回入っておりませんでした。本町の分はすぐ集計すると報告できるんですけども、府内他市町村の分というのは、その後、統計が出てまいりますので、この部分について今回府内市町村の27年度の第1四半期の契約済額が平均で32.2%、それから支出済額が4.8%という数字を今回ご報告を追加させていただいたということでございます。

第2四半期分につきましては、9月末の集計をもちまして次回委員会での報告を目指しておりますので、またその時点でご報告させていただきます。以上です。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、本件につきましての質疑は終了したいと思います。

次に、日程第5、その他についてに移りたいと思います。

何かございましたら、挙手願います。委員のほうからありますか。稲石委員。

○委員（稲石義一） 総務課にちょっとだけ、これ要望なんですけれども、8月6日の日に、本年の人事院勧告が出ておると思うんですけども、この内容についても、また一

度、総務常任委員会で報告をいただきたいなど。給与とボーナスがアップになるという
ような勧告がされているのと、その他の組織機構の分でいろんな勤務形態のことも出て
おるんやろうしと思うんで、一度そういうような報告をいただいて、議員の報酬なんか
にもかかわるようなこともございますんで、やはり全議員にわかるように。全協が一番
いいのかも知れないですけども、こういうことが出たんでこうですというような報告
をしていただければありがたいと思います。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局からありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 事務局からございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、日程第5、その他については終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時29分

再 開 午後1時30分

○委員長（谷口重和） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設・環境課、産業振興課、上下水道課所管分に係る事項について進めま
す。

日程第1、第2四半期の事業執行状況（変更）についてを議題といたします。

まず、建設・環境課のうち建設課所管分について説明を求めます。光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） それでは、建設・環境課建設関係分の事業
執行状況について、変更分をご説明申し上げます。

まず、1つ目の児童遊園の整備事業についてでございますけれども、これを当初予定
しておりました8月の執行を9月の入札予定に変更させていただきまして、12月の完
了予定ということで少し時期をおくらせていただきたいというふうに存じております。

次に、4番目でございます宇治田原山手線整備事業につきましては、今般、補正予算
の提出をしております7,804万7,000円分、これにつきましては11月から用
地交渉を予定しております。また、8月中旬から用地鑑定業務委託を経まして9月末完
了ということで変更しております。

次のページでございます。

7番目の、町道新設改良事業についてでございますが、これも9月補正で700万円の予算計上をさせていただいておりますが、11月発注予定で4の31号線他歩道舗装改修工事、また10月の発注予定で岩山立川線の測量業務等を予定しております。

次に、8番目の道路施設長寿命化修繕事業でございますが、これは補正予算の関係で交付金の決定に伴う事業費の減ということで2,054万6,000円を減額したところでございます。

続きまして、次のページでございます。

15番目の、空き家実態調査事業につきましては、これも8月ごろの予定ということでしておりますけれども、10月ぐらいにちょっと入札をずらせていきたいというふうに考えておまして、2月ぐらいには調査結果の集約をしていきたいというふうに考えております。

そして、新たに16番目といたしまして、これも今回の補正予算で計上いたしておる分でございますが、道路施設の修繕事業費1,900万円、内容といたしましては橋梁・舗装修繕工事等ございまして、12月の発注を予定しておるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。安本委員。

○委員（安本 修） 4番の山手線の整備事業ですけれども、これ307号線以北だと思うんですけれども、以南のほうの工事についてはどのような進捗状況でしょうか。

○委員長（谷口重和） 光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 山手線の整備に関しましては、住民会議のご協力をいただく中で、京都府に働きかけをしていっておるという状況でございます。議会等でもご説明をさせていただいておりますけれども、今般、京都府のほうでも調査費のほうで計上されたという状況でございますが、今、京都府のほうで、いつごろその事業を実施してもらえるか、どこまでやってもらえるかということの詰めをされておるというふうに承っております。具体的な進捗内容については、まだ詳細について我々のところには情報として入ってきておりませんが、早急に取りかかっているように折を見ましてお願いをしに行っておるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 安本委員。

○委員（安本 修） 南北線といいますか、途中とまっている道があるんですけれども、その奥のほうは今、ダンプが出入りしていますよね、かなりのダンプが。これは、その

山手線とは関係ないのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 砂利採取の事業区域を、山手線のルートと
いうことで決定をしております関係もございまして、砂利採取の事業との関連というこ
ともございますので、今、業者のほうとの話し合いの中で、道路の路盤面までの整備を
するというので、採取の際にはそういった形で地盤を残しておいてもらうというよう
な指導をする中で進めておるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 安本委員。

○委員（安本 修） そうしたら、その詳しい計画についてはまた提示、どのぐらいの範
囲でどういう道路をつくる、造作といいますか、公道をつくっていかうということで、
そこまではいっていないということでしょうか。

○委員長（谷口重和） 光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 繰り返しになりますけれども、山手線のル
ート上であることは事実でございまして、その中で道路の事業として取り組む際に、国
道として取り組むのか、府道として取り組むのか、町道として取り組むのかといういろ
いろな選択肢がある中で、我々としては京都府のほうに実施をしていただきたいという
考え方を持っております、そのようにお願いしておるところでございます。

ただ、今ご指摘いただきました分につきましては、将来、築造いたします折に、砂利
採取の事業のみが先行することによって形が道路事業に際してふさわしくないというよ
うなことになっても非常に困りますものですから、そういったことで協力を求めて計画
的に砂利採取の計画をしてもらっておるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 安本委員。

○委員（安本 修） その辺では、言われるように砂利採取が行われていて、その砂利採
取業者の土地やと思うんですけれども、それが山手線になるだろうというところだから
慎重にやろうというふうになっていると思うんですけれども、その上では一定、このぐ
らいの計画、こういう道幅でこれぐらいの距離といいますか、その辺は計画としては持
ってはるのでしょうか。

○委員長（谷口重和） 光嶋理事。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 都市計画の決定幅員が16mございますも
んですから、今のところ南栗所までは、郷之口池ノ首から府道宇治木屋線の南バイパス
として施工されております。そういった道路との幅員の整合性もあるわけでございます

けれども、最大限、都市計画決定幅16mございますもんですから、そういった道路が築造できる余裕を持って幅としてはとっていきべきという判断をしております、それに基づいて砂利採取計画に対する指導を行っておるところでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

ないようですので、これにて建設課所管分の質疑を終了いたします。

次に、環境課所管分について説明を求めます。三好課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） それでは、環境課におけます第2四半期の変更の事業執行状況についてご報告させていただきます。

1番最後の5番目ですけれども、ソーラー・LED街路灯整備事業で、9月補正で540万円を上げております。事業内容としましては、総合文化センターの経路上ということで、住民グラウンドの横の町道4の29号線、12号橋からプールまでの間に3基を予定しております。12号橋からプールまでの間の町道4の29号線に3基を予定しております。工事は10月以降に予定しております。以上です。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、環境課所管分の質疑を終了いたします。

次に、産業振興課所管分について説明を求めます。木原課長。

○産業振興課長（木原浩一） 失礼いたします。

第2四半期の産業振興課所管分のご報告をさせていただきます。

1番目の日本緑茶発祥のまち魅力発信事業でございますが、これにつきまして7月からちょっと朱書きにさせていただいております7月28日、8月21日ということで、第1回の3役会議、第1回の実行委員会を開催いたしました。次に、9月の下旬でございますが、企画運営委員会といたしまして、いろんな企画、どういうふるさとまつりにしようかということをお話し合ってもらい委員会を開催いたしたいと思っております。それで、第2回の3役会議に10月上旬かけまして、次に第2回の実行委員会にかけていくという運びとなります。

次に、4番目の農業担い手対策事業でございます。これ昨日、補正予算特別委員会のほうでご説明させていただいた1名分の補正でございます。補正のほう、ご可決賜りましたら、至急に経営計画の審査を行いたいと思っております。

次に、6番目の林地内危険木防災対策事業でございます。これにつきましては、山の防災対策検討会、こういう対策をするということを話し合う場、それを9月17日に開催する予定をしております。

次に、7番目の有害鳥獣対策事業でございます。これにつきましては、宇治田原町有害鳥獣駆除対策協議会を9月29日に開催させていただく予定としております。

次に、9番目の観光振興計画策定事業でございます。これは、8月6日に専門部会、8月26日に策定委員会により協議、11月に住民向けの説明会をさせていただきたいと思っております。

次に、10番目の末山・くつわ池自然公園整備事業でございます。これにつきましては、舗装工事、下の池のところから山の上のバンガローまで、これにつきまして8月28日に発注いたしました。

次に、婚活支援事業でございます。これにつきましては、11月22日に実施を予定されております。

次に、15番目のプレミアム商品券発行事業ということで、8月20日から2次販売が行われ、23日に完売したということでございます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。稲石委員。

○委員（稲石義一） 1番最後の15番目のプレミアム商品券で、冒頭、副町長からも報告ありましたけれども、最初37%ほどであったやつが2日か3日で完売というのは63%の残り分やね。それ、どうゆう総括してはるのか。どことどこで、それぞれの商店で売れるようにもなったし、町役場でも売却できるようになったのかな、これ販売。それぞれのところで同時に売ってはったら、なくなったというのはどの時点でわかるのか、僕、もう一つよくわからないんですけれども、もうちょっと時間かかるのかな思うとったら、2日か3日で完売と書いてあったんで、それはどういう販売ルートをもって完売というものが判明するんか、その辺、情報持ってはるのか。

○委員長（谷口重和） 木原課長。

○産業振興課長（木原浩一） 役場の場合でしたら、商工会の職員が来て販売してましたので、こちらから持って帰っただけ、ここで完売したらそれは売れていると。それと、商工会は各商店さんに残りの分と、全部完売だったら完売という報告はされていたと思っております。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） それぞれの販売するお店屋さんに100枚だったら100枚とか200枚とか、今回の場合、かなりの量を渡さんと完売にならへんのやけれども、その渡さはった分が全部また1日目で100枚渡したやつが全部売り切れになったんでまた商工会へ取りに行つてとかそういうふうにしはつて、それも全部名簿ついてやなあかんわけやね。その確認も全部できて、最終こうでしたよという確認も全部、町のほうもそれしてはるのかどうか。どういう手続上、僕どうもあの37%のやつが残った63%、2日間で完売するなんてどうやったら売れるのかなと思うているんで、その確認はどういうふうに商工としてしはったんかな、産業としては。

○産業振興課長（木原浩一） 今回、販売も主要店ということで、農協さん、JAさんも商工会に加入され、販売店、両方取り扱えるということになりましたので、農協さんあたりにおきましても1人5冊5万円分、その確認はして売っていただいているという名簿の記録は全部残っています。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） また1回、集約した分をどこのお店で何件売れたと、それつかんどかんと、今言っているJAで売つとつたら地元の商店が同じことになるんで、フレンドマートやらサンフレッシュやらで制約かけて、地元の業者のほうを育成していつて、今回の分はここで売ってもらおうというふうな観点からやっているんで、地元業者優先でやりますよというのに、JAが加盟してJAが全部売りさばけたということになるとぐあいが悪いんで、だから、それはそれぞれのどことどこで売れるといつて全部出ましたやんか。そこで何枚売れたんやというのをそれぞれ集約したやつを報告欲しいんですけども、いつご報告してくれますか。

○委員長（谷口重和） 木原課長。

○産業振興課長（木原浩一） 至急資料を取り寄せて、ご報告させていただくようにいたします。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） そうしたら、資料提供ですから、今議会の最終ぐらいまでにきちつと資料をまとめて報告いただきたいと思います。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ほかにないようですので、質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管について説明を求めます。野田課長。

○上下水道課長（野田泰生） それでは、上下水道課所管に係ります第2四半期事業執行状況の変更点、ご報告させていただきます。

2件ございます。

1番と3番の事業でございます、まず1番目のところでございます。公共下水道（管渠）整備事業でございます。本来ですと、9月におきまして面整備工事2件発注する予定でありましたけれども、9月発注予定南地区につきましてはできませんでしたけれども、岩山地区で発注する予定でありました9月分を、積算の関係上ちょっとおくれを生じまして次期以降に変更させていただいております。よりまして、資料のほう、次期以降のところを見ていただきますと、面整備工事今3工区と書かせていただいております。前回までは、ここ2工区の予定でしたけれども、9月発注分の岩山地区の面整備を次期におくらせていただきましたので3工区と、資料を訂正のほうさせていただいております。

次に、3番目の立川浄水場系統（川東取水井）新設事業でございます。

こちらにつきましても、9月下旬におきまして川東取水井の築造工事のほう発注する予定でありましたけれども、積算のほうでおくれを生じたことによりまして次期以降のところに赤字で書かせていただいております築造工事のほうも次期のほうにおくらせていただきまして、あわせて電気工事、導水管工事を同時に次期で発注いたしまして、年度末には完成したいと考えております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですから、これにて上下水道課所管分の質疑を終了いたします。

次に、日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、産業振興課所管事項に係る宇治田原町観光振興計画（素案）中間報告について、当局より説明を求めます。下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） それでは、お手元に配らせていただいております宇治田原町観光振興計画（素案）中間報告について説明させていただきます。

表紙に、直近の専門部会、策定委員会での修正点と今後のスケジュールを記載させていただきます。専門部会では、誰が何をするのかということと、今後の観光振興計画推進体制について具体的に記載し、将来的には観光協会の設立も視野に入れるよう修正が入っております。策定委員会では、町の強みと弱みとエリア別の方向性について修正するよ

う意見をいただいております。

今後の観光振興計画策定スケジュールにつきましては、10月に専門部会を開催した後に、11月に住民懇談会を開催する予定でございます。その後、策定委員会、専門部会を開催いたしまして12月議会の最終素案を報告し、年明けにはパブリックコメントを実施いたしまして、3月に計画が策定できればと考えております。

それでは、資料を2枚めくっていただきまして、宇治田原町観光振興計画の1ページから順番に説明させていただきます。まことに見にくくて申しわけございませんが、ページ番号は、各ページの右肩に緑色で白抜きで打っておりますので、それを見ていただきまして説明させていただきたいと思っております。

まず、1ページ目の「はじめに」は、今のところ空欄としております。ここには計画策定時に町長挨拶を記載させていただく予定となっておりますので、最終で入れさせていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、2ページ、よろしく願いいたします。ちょっと真ん中のほうにページが寄っていますけれども、申しわけございません。

2ページを説明させていただきます。

計画をつくる目的ですが、2つ記載しております。一つは、地域づくりの観点です。本町には観光産業がありませんが、今後、新名神開通に伴う環境の変化や人口の減少、少子高齢化といった問題解決の一つの方法とすることを目的としております。

もう一つの目的は、お茶の京都の取り組みと連携しまして、日本緑茶発祥の地、そして宇治茶の一大産地として、本町のブランドを日本のみならず海外にまで広げることを目的としております。

1枚めくっていただきまして、4ページをごらんください。

本計画の位置づけですが、第5次宇治田原町まちづくり総合計画と、まち・ひと・しごと創生総合戦略との連携と整合を図ることとしております。

5ページ、お願いします。

計画の推進期間は、平成28年度から最初の5年間を短期、6年目から10年目までを中期として整理しております。

1枚めくっていただきまして、6ページ、お願いいたします。

計画の推進体制についてですが、まちづくり団体、観光関係者、事業者、行政など、協働して取り組むための組織として観光プロジェクト会議を設置して、観光事業に取り組んでまいりたいと考えております。

横の、7ページをお願いいたします。

観光振興に係る動向を4つの視点から整理させていただいております。

1点目は、「観光まちづくり」に関する自治体の動向です。観光客という外からの視点を入れたまちづくり活動が地域の活性化とつながるという考えから、従来は観光地として捉えられてこなかった地域でも「観光をツールとしたまちづくり」が行われています。

2点目は、国内旅行者の動向です。国内観光では、職場旅行などの団体旅行が減少しまして家族旅行が増加する傾向にあります。旅行動機も多様化してきております。

3点目は、外国人観光客の動向です。近年、外国人観光客が急増してきており、本町でも、この状態を新たな交流チャンスと捉えた対応策が必要だと考えております。

それで4点目は、日本遺産、お茶の京都の動向です。今年度、日本遺産に認定された構成文化財の一つに湯屋谷の宗円生家等が含まれておりまして、お茶の京都との取り組みとあわせまして本町を世界に向けて発信する絶好のチャンスが到来してきております。

1ページめくっていただいて、8ページ、お願いいたします。

本町観光の現状と課題ということで、まず来訪者の現状ですが平成26年度の本町年間観光入込客数は約12万人でありまして、そのほとんどはマイカーによるアクセスとなっております。滞在時間も短く、来訪者の年齢は50歳代から70歳代の方が中心となっております。ただし、茶摘み体験やアウトドア体験では、20代から30代の方も参加が見られます。

隣の、9ページをごらんください。

資源の状況と課題ですが、歴史・文化資源といたしましては、永谷宗円生家をはじめといたしまして猿丸神社、禅定寺、くつわ池自然公園があります。4月から5月にかけては、茶摘み体験交流会、永谷宗円新茶まつりなどの体験イベントがありますが、茶摘み時期以外の体験イベントの開発工夫が必要であると考えています。

特産品・飲食としましては、本町にはお茶、古老柿、水菜があります。国道沿いのJA直売所で、そうした農産物の購入とあわせてスイーツも楽しむことができますが、来訪者が立ち寄れるこのような施設の一層の充実が必要だと考えております。

1枚めくっていただきまして、10ページ、お願いいたします。

交通につきましては、新名神や山手線が計画されていますが、点在する地域資源をつなぐ二次交通の検討が必要と考えております。組織や人材につきましては、21お茶のふるさと塾、宇治田原町いいとこ案内人の会、永谷宗円さんの里づくり会、また茶業、

農業関係者、J A、商工会などが挙げられますが、ジャンルを超えた連携や地域住民の参画や人材発掘、育成が必要だと考えております。

隣の、11ページ、お願いします。

本町の強み・弱みと観光まちづくりの方向性ですが、強みとしまして、日本緑茶発祥の地であること、また農村や里山的な景観、お茶の京都の動き、大都市からの近さが挙げられます。また、弱みとしましては、交通利便の低さや観光を担う組織がないこと、観光交流を支える人が少ないことなどが挙げられます。新名神の開通は、強みにも弱みにもなるということで、両方に挙げさせていただいております。

これらを踏まえまして進むべき方向としましては、お茶を主軸として歴史・文化、農村・里山を磨き上げるためには住民と団体が連携しまた広く情報発信を行うとともに、個性的な資源づくり、基盤整備が必要であると考えております。

1枚めくって、12ページ、お願いいたします。

本町の観光によるまちづくり計画の基本的な考え方ですが、図のようなイメージで、住んでよし訪れてよしのまちにしたいと考えております。進むべき方向を4つの方針に分類しておりまして、各方針の中身については、次のページ以降で説明させていただきたいと思います。

隣の、13ページをごらんください。

観光振興計画（4つの方針）の1つ目ですが、観光推進力づくりでは、おもてなしマインドを発揮してもらえるような体制や人材発掘等仕掛けが必要だと考え、短期では観光振興計画の周知を図りまして、体験イベントの実施、人材の確保と育成の仕組みづくりを行います。中期では、宇治田原町ファンや観光分野で活躍する人、団体を組織化できればと考えています。将来的には、住民に愛着と誇りを持っていただきたいと考えております。

1枚めくっていただきまして、14ページ、お願いいたします。

方針の2つ目です。観光魅力の創出では、お茶に触れ里山・田舎・歴史文化を体感してもらうため、短期では体験プログラム、観光プログラム、ツアー、イベントや名物メニューの開発を行います。中期では、民泊や滞在型プログラムの開発を行います。世界に宇治田原町のお茶を広め、お茶プラスアルファの魅力を確立したいと考えております。

隣の、15ページをごらんください。

方針の3つ目ですが、観光の基盤整備では体験・時間・空間の環境を整えるため、短期では案内板の整備や周遊性を高めるための2次交通の検討を行っていきます。中期で

は、新たな観光施設を民間企業と協働で運営できないか、また観光案内や土産販売の拠点機能をあわせ持つ施設整備ができないか等を検討してまいりたいと考えております。

1枚めくっていただきまして、16ページ、お願いいたします。

方針の4つ目です。観光情報発信では本町のイメージづくりと情報発信の強化を図るため、短期ではお茶の京都との連携や情報発信の強化、新名神事業者との連携体制を確立したいと考えております。中期では、ターゲット別の観光プロモーションや新たな集客イベントを実施します。将来的には、宇治田原町イコール観光のイメージを確立していけたらと考えております。

隣の、17ページ、お願いいたします。

エリア別の方向性ですが、先ほどの4つの方針を本町の地図に重ね合わせています。観光推進力と情報発信の方針は、点在する歴史・文化等の資源をつなぎ合わせ、下図青色の観光ネットワークとして整理しています。

観光基盤の整備は、お茶のビジネスエリアとして国道307号線沿いを中心に、下図赤色で整理させてもらっております。観光魅力は、お茶に触れ里山・田舎体験を実施するエリアとなりますので、町内一円とさせていただきます。

最後に、18ページ、よろしくお願いいたします。

計画の進捗管理についてですが、4つの方針ごとに進捗をはかる指標を設定していますが、観光魅力の創出につきましてはお茶とそれ以外のものに分けて指標を設定しています。観光推進力づくりでは、住民の参加者数など参加意識を計画目標といたしております。観光魅力の創出の①と②では、体験プログラム数や商品開発数を指標としております。観光の基盤整備では、整備件数と来訪者の評価を指標としております。観光情報発信では、情報発信件数を指標として考えております。以上で、宇治田原町観光振興計画（素案）中間報告の説明を終わらせていただきます。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ありますか。稲石委員。

○委員（稲石義一） 計画の推進期間は、当面10カ年ということで、1年から5年の分と6年から10年、それ以降は将来的ということで3つのくくりで4つの方針をそれぞれを3つに分けてそれぞれの具体的なものを出しておられるというので、よくこれ分割してみますと短期、中期、長期というふうによくわかるということになります。

今後は、それぞれの部会なり策定委員会で、それぞれにかかわります事業なり予算づけなんかが必要になってくるということで、次年度以降の予算なんかも当初予算にそれ

ぞれ具体化されていくのかなというふうに思いますけれども、評価指標も今言われたように住民の参加者数とかプログラム数とかいうようなものも入れておられますので、これがより具体的に最終の段階ではなっていくのかなというふうに思います。

とりあえず、12万人をどういう形でこういうことをやっていけばどれぐらいの目標にしていくのかというのが一番私どもも知りたいですし、住人の方々も、こいつがこう活発に推し進めていくとこういう形になるんやとか、それぞれ京都市でもそうですし、京都府もそうですし、近隣の宇治市なんかでも入込客数の目標値の設定をして、それに向けていろんな施策を展開されているというのが通常の例ですけれども、今のところ言いにくいかと思えますけれども、12万人をどういう形に持っていきたいなど。理想でもいいですし、やっぱりこんなんは何かを示さないとはまらない。

行政というのは、こういうのを示したがるへんのですけれども、専門部会とか策定委員会の人たちにも聞いて、どれぐらい、当てずっぽうでもぼんと言うて後、こんなにやっていくんやと言うたほうがわかりやすいんで、行政の人間が言わへんで、ずっと言っとかへんから消去法的な施策で終わってしまいますんでね。これについて、原課の考え方はどのように思われているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（谷口重和） 下岡参事。

○産業振興課地域資源活用室参事（下岡寛史） 計画目標、入込客数ですけれども、それはまた専門部会とか策定委員会を今後開いていきますので、その中で実施する事業に見合う増加分を整理させていただきまして、その結果を報告、また次回かその次ぐらい、整理できてからになりますけれども、常任委員会のほうで報告のほうをさせていただきたいと思えます。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） ある程度具体的なものが出るのが先なんか、どっちが先なんか、卵が先か鶏かという話になってしまうんで、やっぱりある程度この辺もえいやでやらなあかんような部分があります。

この平成26年度の実績を見てみますと、宇治市、八幡市、順番に書いていますね、500万人のところから180万人、城陽市で100万人。見てみて、お茶でいろいろと言われているようなところということで理解しておいてええのか知りませんが、その中では後ろから3番目やね。これ12万人、和束町が7万5,000人で久御山町が5万人ということです。

隣の京田辺市ですら、一休寺とかいろいろあるんやけれども20万人しか来ていない

という中で、12万人で宇治田原町は、目標値を倍にするのか3倍にするのかとかいう話になろうかと思うんですけれども、この辺はやはり慎重じゃなくてえいやのところかなと思うんですけれども、これは誰に聞いたほうが……。副町長に聞いたら違いますか。

こういう目標値みたいなもんをやっぱりやって、それに向かって行政側が声を上げていく、それに民間のいろんなセクター、書いていますね、書いているところが協力して、その団体さんがお茶のいろんな、永谷宗円でしたら宗円の湯屋谷の部分が景観とかに登録されたというようなことがありますんで、やっぱりそういう人たちの協力を得て意気を上げていこうと、それで士気を上げていこうとすれば、やっぱり行政側が一応目標を掲げて、それについてお金も出しますよと、アイデアも出しますよということかなと思うんですけれども、この12万人もどれぐらいにしたらこの事業は成功したことになるのか。じっくりこう、ずっとこれ2年間考えてもうてるわけですから、やっぱりその辺を出していかなと、あらわれていきへんとね、最終的な部分にね。この辺は、やっぱりトップの判断かなと思ったりするんですよ。いかがですか。どのように目標値を設定すればいいかとお考えを聞きたいと思います。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（田中雅和） 具体的な話につきましては、今、委員会で議論していただいていますので、少しずれたようなお話になると申しわけないことはありますけれども、やはり一つの数字としては、現在12万人ということはやっぱり倍近い20万人とかそういった目標を立てて、そのうちいわゆるお茶に関するものと、大きく分けるとやっぱりくつわ池と2つあると思うんです。それぞれは、やはり現在のくつわ池では利用者といえますか、そういったものがこういう整備もする中でこれだけはふやしていきたいという数字、それから、お茶のいろんな魅力づくり、あるいは日本遺産に認定もされたそういったことを受けて、お茶に関係する観光客、それに対する飲食ですか、それともお土産、そういったものについては出していったらやはり励みにもなるし、当然それに伴いまして施設整備とかいろいろやっていく必要がありますから、やっぱりそれとともに人等を目標にすることによってそれに伴う整備というのは関連する話ですので、やはり打ち上げて。

そういう意味では、私一個人的には意見として申し述べさせていただきますけれども、やはり20万人とかそういった数字が一つの目安といえますか目標になるのではないかというふうに思っておりますけれども、それはやはり詳細につきましては、具体につきましては、検討委員会の結果を受けてさらに考えていきたいと、こんなふうに思っており

ますのでよろしくお願いします。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） これも、地方創生の戦略にもかかわって宇治田原町をどういうふう
に打っていくんやということが、地方創生の中のメニューの中にも観光というのが主要
な施策の中で入れられていますんで、この前も一般質問でありました。いろんな桜をど
うのこうのというのもありましたね。ああいうようなもんも含めて、やはりこのそれぞ
れの4つの施策の3つの期間の中に、具体的にうたい込んでいかんと。

そこで、やはり具体的に住民の方々に目に見えるような形に今後はされる。ここまで
やとつたら後、事業を具体的なもんをぼんとそれぞれのところに落とし込むと、これ
がやっぱり宇治田原町の知恵の話で智恵比べみたいなもんで、だからそこにやはり専門
部会の人たちとか策定委員会のアイデアをもらわななんですし、議会のほうからもいろ
んな提言が今出ていますので、そういうことも入れながら、やはりよりよい計画にせん
ならん。

その折には、基盤整備の分が一番、さきの3位の話もありました、いろんな。そこに
やはり、いろんな団体さんの協力は得やなんののですけれども、やっぱり財源がなかな
か伴わないので、財源については長期的な部分、町債なんかも財源として組み込みなが
ら支援はしていかなと。根幹的な基盤整備については、町のほうでも責任持ってやると
か、この中の中間の中の2次的な交通についてなんか、バスをどういうふうにするんや
ということもあるんで、そういった部分も含めてやはり道路網の整備もせんならんでし
ようし、そうなる。だから、基盤整備についてもやはり町が主体的にやっていくとい
うようなことを、情報発信しないとだめだと思うんですよね。この辺の基盤整備につ
いての町の役割みたいなもんは、副町長はどのように思うんですか。

○委員長（谷口重和） 副町長。

○副町長（田中雅和） 先ほども申しましたように、当然ながらこれを実施するには、こ
の前の日本遺産のシンポジウムがありましたよね、そこでも話が出ていましたけれども、
文化庁の方ですかね、たしかおっしゃっていましたがけれども、日本遺産というのはいわ
ゆる認定したということで、これはストーリーづくりですと。宇治茶800年、歴史散
歩ですか、こういうテーマでやっていますけれども、これはやっぱり26カ所をめぐる
ことによって、そしてそこでストーリーをつくりましょうと。そういう中では、やはり
文化財を指定したというんじゃなくて、これを認定したということはそういった文化財
を活用しながら、保存も当然大事ですけれども、保存もしながらこれを活用することに

よって、これを皆さんに知っていただこうと、そして売り出していこう、観光につながっていきましょと、そういった趣旨もあるというようなお話も聞かさせてもらっています。

そういう意味で、この観光につきましても、やはりそういう中でおっしゃっていたのは、特にこれからはアクセスといいますか、そういった基盤整備は大変重要なので、その辺はきょうも出席の関係の人はよろしくと話に出ていましたので、これ同じことが言えると思います。そういった観光には、やはりするとすれば秘境ということもあって、頑張ってたどり着いていただくのが一つの手法ですから、一定数、大勢の方に来ていただくというのはアクセスが大変重要だと思いますから、そういった中で当然、町のほうの守備範囲であります町道、そういうのも含めましてやはり関係の特に京都府なり、協力とかを国の管轄かもしれせんけれども、そういったアクセスあるいは基盤整備につきましても、できるところはそういった関係者が頑張ってやっていくというふうなことは努めていきたいとこんなふうに考えていますのでよろしくお願ひします。

○委員長（谷口重和） 稲石委員。

○委員（稲石義一） おっしゃる通りに、基盤整備は非常に大事で、アクセス、平成35年の新名神のインター、これは期待をせざるを得ないということで、先ほども出ていましたけれども鉄軌道には期待できませんのでね。きょうも朝、テレビ見ていましたら、富良野の50年前から今日までのいろいろやとったの見とったら、富良野の住人さんは最初考えたときには、鉄道がないまちで生き延びていこうと、これが幸いやということで、もう鉄道来んといってくれという運動をして、それはやっぱりマイカーとか2次的なバスとかその辺の中で、まちの中は歩いてラベンダーを見に行ってもらおうとかそういうことから取り組んでやんと言うてはったんで、ちょうどこれ、宇治田原町は鉄道がないのが逆に幸ひした。そこに新名神のインターとかできたら、そこらはアクセスでマイカーで来てもらえるというようなことも、やっぱりもうそんな望んでも鉄道なんか来ませんので、その範囲の中でそれを生かしてやっていくというのが今後の宇治田原町の1つのポイントになるというふうに思いますので、その辺は都市基盤の整備については町が主体的にやっていくということになるろうかと、山手線も含めて思いますので。

これから、そこにそういうようなことをうたい込みながら、将来的な推進母体として観光協会と書いているんで、法人格は得る云々かんぬんは別にして、任意の団体からスタートして観光協会を大きく育てていくと、それぞれの団体さんに入っていて、そういうことも一つ片方では大事なことですのでよろしくお願ひしたいと。もう少し、

これは専門部会と策定委員会のもう少しの肉づけを期待したいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、全国茶品評会の結果報告について、当局より説明を求めます。木原課長。

○産業振興課長（木原浩一） 失礼いたします。

第68回関西茶品評会、この審査会が平成27年8月5日から8月7日にかけて岐阜県揖斐郡揖斐川町で開催されました。

この次の表にございますが、当町からの出品件数は、右側の1桁の数字でございます。この中でも、玉露の部におきまして、下岡清富氏が23年ぶりに農林水産大臣賞を受賞され、かぶせ茶の部において、本町の上位入賞者、勝谷健士氏199点、奥谷輝夫氏198点、守口雅至氏190点の合計が587点で、綾部市が585点ということで、上位入賞の合計点数が綾部市の上位合計の上位の入賞点数を2点上回り、7年ぶりに産地賞を受賞いたしました。これにつきまして、関西茶品評会の褒賞授与式が11月15日岐阜県揖斐郡揖斐川町の地域交流センターで開催されるということ。

第69回全国茶品評会の審査会が8月25日から28日まで、静岡県静岡市株式会社静岡茶市場で開催されました。次の表で、当町からの出品点数は3点、2点、1点、3点ということでございます。これにつきまして、1等1席下岡清富氏が農林水産大臣賞を26年ぶりに受賞されました。全国お茶まつり静岡県大会褒賞授与式が11月14日に開催されます。開催場所につきましては、静岡県静岡市市民文化会館でございます。

これにつきましては、出品者並びにまた茶摘みさん、その他の方々のご尽力の賜物と大変喜んでいただいております。以上です。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。稲石委員。

○委員（稲石義一） 23年ぶりとか26年ぶりを書いてあるけれども、この関西と全国で、玉露とかぶせ茶、それぞれで農林大臣賞をとってはるでしょ、下岡清富君がね。こんなんは初めてやったんかどうか。全国とこれで種類の違うところで日本一にはなったというのは、それは宇治田原町が始まって以来なのかどうか、ちょっとそれだけ聞きたい。

○委員長（谷口重和） 木原課長。

○産業振興課長（木原浩一） これは、初めてでございます。

○委員（稲石義一） 初めてか。

○産業振興課長（木原浩一） 初めてです。

○委員（稲石義一） わかりました。

○委員長（谷口重和） よろしいか。

○委員（稲石義一） はい。初めてやったらほんまにすごいことやということやね。

○委員長（谷口重和） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、電気柵事故に対する対応及び点検結果について、当局より説明を求めます。木原課長。

○産業振興課長（木原浩一） 失礼いたします。

野生鳥獣被害防止用の電気柵の事故に対する対応及び点検結果についてということで、7月19日に静岡県西伊豆町で電柵による感電死亡事故が発生いたしました。これにつきましては、従来の正規の取り付け方をしていなかったということがいろんな新聞等でも報道されたところでございます。

これに当たりましては、電気事業法に基づく電気設備の技術基準を定める省令ということで、それらの適正な感電防止のための適切な措置を講じることが必要ということがうたわれておりますので、その場合には講じられていなかったという事故でございました。これが、7月19日に発生いたしまして、休み明けの7月21日に朝8時、産業振興課内において点検について検討いたしました。まだ、この時点では明確な事故の要因がわかっておりませんでしたので、京都府と連携しながら調整をまいりました。

それと、7月24日、本町で平成22年から26年度まで補助金を用いた電気柵の点検を行いました。下の表が、年度と設置個所数、これの利用料というのはメーター数でいきますので、メーター数で表示させていただいております。その電気柵の電源でございますが、100ボルトの機械が25基、ソーラーの機械が46基、電池の機械が18基ということでございます。

次に、点検した点検項目といたしましては、電柵の電気を30ボルト以上、普通の家庭用の100ボルト、そこから供給する電柵は電気用品安全法の適用を受ける電源装置を設置したものを使用するということ、次、上記の場合、公道沿いなどの人が容易に立

ち入る場所には、危険防止のために15ミリアンペア以上の電流が流れた場合に漏電遮断機をつけるということを点検いたしました。次に、電気柵を設置する場合、周囲の人が容易に近寄れる場所や位置のところには、見やすいところに文字によって危険表示を行っていくという危険表示の札をつけてくださいということで、次のページなんです。別紙1、別紙2によりまして啓発をいたしました。

その結果、適合箇所が28カ所ございました。漏電遮断器未設置の場所が13カ所、危険啓発表示板が15カ所、これによりまして7月28日に調査点検結果を京都で報告いたしました。

それで次に、今の2つのチラシの関係は、こういうことで啓発したということでございます。

8月1日に「町民の窓」に掲載し、住民並びに電気柵使用者へ改めて啓発を行いました。8月14日に、不適合場所について再度指導した結果、直接指導とかを行いました。結果、漏電遮断器、啓発看板ともに設置されていることを確認したということをご報告させていただきます。以上です。

○委員長（谷口重和） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、日程第3、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 当局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 事務局からございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） ないようでございますので、日程第3、その他について終了いたします。

本日は、継続審査議案、委員会付託の2議案のほか、事業執行状況の変更並びに所管事項報告につきまして、委員の皆様の慎重なる審査を賜りありがとうございました。

当局におかれましても、丁寧なご説明、資料作成等に努めていただき、大変ご苦労さまでございました。

本日の委員会は、これにて閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉 会 午後 2 時 2 9 分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務産業常任委員会委員長 谷 口 重 和